

# 令和8年 第5回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和8年3月18日(水)  
午後1時30分  
場 所 川口市教育委員会室

## 日 程

### 1 開 会

### 2 点 呼

### 3 前回会議録の承認

- (1) 第4回川口市教育委員会定例会会議録

### 4 教育長報告

- |   |   |                   |
|---|---|-------------------|
| (1) 4月行事予定について  | — | 1                 |
| (2) 地域活性化・生活環境向上特別委員会の概要について                                | — | 3                 |
| (3) 未来創造・教育力向上特別委員会の概要について                                  | — | 7                 |
| (4) 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)に係る<br>パブリック・コメントの結果概要について | — | 当日 1              |
| (5) 川口市公民館運営審議会委員の解嘱について                                    | — | 2 3               |
| (6) 国登録有形文化財(建造物)の登録について                                    | — | 当日 2 <sup>秘</sup> |
| (7) 学校における駐車使用料の無料化について                                     | — | 2 4               |
| (8) 令和7年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育終了報告について                          | — | 2 5               |
| (9) 令和8年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育の実施について                           | — | 2 6               |
| (10) 令和8年度川口市学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて                  | — | 2 7               |
| (11) 川口市立学校(園)の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施<br>計画の策定について          | — | 当日 3              |
| (12) 令和8年度川口市スクールソーシャルワーカーについて                              | — | 2 8               |
| (13) 令和8年度川口市立教育研究所相談員について                                  | — | 3 0               |
| (14) 令和8年度川口市日本語指導支援員について                                   | — | 3 2               |
| (15) 令和8年度川口市立教育研究所嘱託医について                                  | — | 3 3               |
| (16) 令和8年度川口市立教育研究所カウンセラーについて                               | — | 3 4               |
| (17) 令和8年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーについて                             | — | 3 6               |
| (18) 令和8年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーについて                         | — | 3 7               |

### 5 協議事項

- |                                |   |       |
|--------------------------------|---|-------|
| (1) 川口市教育大綱(案)・教育振興基本計画(案)について | — | 別添1～3 |
| (2) 川口市子ども読書活動推進計画(案)について      | — | 別添4   |

## 6 議案の審議

議案第17号	川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の改定について	——当日4
議案第18号	専決処分の承認について（職員の人事について）	——当日5 <sup>秘</sup>
議案第19号	職員の人事について	——当日6 <sup>秘</sup>
議案第20号	教育委員会組織規則の一部を改正する規則について	—— 38
議案第21号	川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則について	—— 42
議案第22号	川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について	—— 48
議案第23号	川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について	—— 52
議案第24号	川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について	—— 60
議案第25号	川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について	—— 67

## 7 その他

## 8 閉会

# 教育長報告（1）

## 令和8年4月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	水	10:00	教育研究所教育相談員、日本語指導支援員 辞令書交付式	教育研究所上青木分室	指導課
		10:00	教育研究所カウンセラー、スクールソーシャルワーカー 委嘱書交付式	教育研究所上青木分室	指導課
		10:10	新規採用職員辞令交付式	2503会議室	教育総務課
		14:30	新採用・転入教職員着任紹介式	2601会議室	学務課
		15:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
2	木				
3	金	9:30	初任者研修開講式	青木会館	指導課
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水		入学式	小・中・高（全日） 各校	学務課 市立高等学校
			始業式	各校（園）	学務課 市立高等学校
			地域教育支援センター開室日	北・東・南 教育支援センター	指導課
		11:30	芝園学園中学校開校保護者会	芝園学園中学校	指導課
9	木		入学（園）式	各幼稚園 芝園学園中学校陽春分校	学務課
10	金		日本語初期指導教室第1期開設（～5月13日）	各拠点校	指導課
			給食開始（小1を除く）	各校	学校保健課
		14:30	埼玉県都市教育長協議会総会	ホテルブリランテ武蔵野	教育総務課
		15:00	大貫・水上指導者講習会オリエンテーション	501会議室 2601会議室	指導課
11	土				
12	日	9:30	市指定無形民俗文化財「江戸袋の獅子舞」公開	江戸袋氷川神社	文化財課
13	月				
14	火		給食開始（小1）	各小学校	学校保健課
		6:45	水上自然教室指導者講習会（～4月15日）	群馬県みなかみ町	指導課
15	水				

## 令和8年4月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	木	7:30	大貫海浜学園指導者講習会（～4月17日）	千葉県富津市	指導課
		9:30	市立学校長会議	2601会議室	学務課
		14:00	南部教育長総会 南部教育長会議・教育長協議会	ホテルブリランテ武蔵野	教育総務課
17	金				
18	土				
19	日				
20	月				
21	火		市町村教育委員会教育長研究協議会	さいたま商工会議所会館	教育総務課
			科学館休館日（館内整理日）	科学館	科学館
22	水	10:00	月例校長協議会	青木会館	学務課
23	木		令和8年度全国学力・学習状況調査	小・中学校各校	指導課
24	金	13:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
25	土				
26	日	10:00	高校生海外派遣事業一次選考試験	中央ふれあい館	指導課
27	月				
28	火				
29	水		昭和の日		
30	木				

## 地域活性化・生活環境向上特別委員会

### の概要について

日 時 令和8年2月12日（木）  
午後1時30分  
場 所 議会第2委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

## 目 次

### 【質疑応答概要】

横曽根公民館・横曽根図書館建設事業について …… P 5

# 地域活性化・生活環境向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月12日開催)

教育総務部 生涯学習課、中央図書館

質 疑	応 答
<p>報告事項 横曽根公民館・横曽根図書館建設事業について</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(青山 聖子 委員)</p> <p>今回の合築にあたって、施設を集約することによる補助金はあったのか。また、事業費はいくらか。</p> <p>(碓 康雄 委員)</p> <p>①令和8年2月の開館に向けてとのことだが、いつ開館するのか。</p> <p>②蔵書数は何冊と考えているのか。もともとあった本を移設するのか、新しく買うのか。</p> <p>(吉田 英司 委員)</p> <p>AEDを設置する予定があるか。また、車椅子はどこに設置されているのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>直接的な補助金はないが、施設を集約することにより、有利な市債を充てている。事業費については、31億6,598万4,800円である。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>①すでに開館しており、2月1日開館である。</p> <p>(中央図書館長)</p> <p>②約21万冊所蔵できる施設である。現在は約18万冊所蔵している。今ある書籍を活用し、徐々に購入して増やしていく予定である。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>AEDについては、賃貸借契約したものを設置している。車椅子は公民館の事務所の中に備え付けている。</p>

質 疑	応 答
	<p>(中央図書館長)</p> <p>AEDは公民館のみ設置している。車椅子は1台図書館の事務所にある。</p>

## 未来創造・教育力向上特別委員会

### の概要について

日 時 令和8年2月9日（月）  
午後1時30分  
場 所 議会第3委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

## 目 次

- 1 川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について  
…… P 9
- 2 川口市子ども読書活動推進計画の改定について …… P 15
- 3 小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について  
…… P 18
- 4 いじめ根絶に向けた取り組み状況について …… P 20

# 未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

教育政策室、教育総務部、学校教育部

質 疑	応 答
<p>報告事項1 川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(芝崎 正太 副委員長)</p> <p>① 参考資料1の1ページ、「改定にあたって」の記載中、「これまでの大綱の方向性は継承しつつ」とあるが、いじめ問題や不登校の生徒数は増加傾向にあるなか、これまでの取り組みや反省点などを踏まえているのか聞きたい。</p> <p>② 参考資料3の107ページ、施策9文化芸術の発信の主な取り組みに記載している人材の育成について、子どもたちに対する具体的なアプローチに関する記述が無いが、どのように考えているのか。</p> <p>(要望)</p> <p>これまでの計画のなかでも様々な取り組みが記載されていたが、できていないこともあると思うので、実効性のある取り組みをお願いしたい。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>① 現状の課題等も確認しながら、策定を進めている。教育がめざす姿を大きく変えるものではなく、今後5年間のなかでこれまでの方向性を継承する趣旨である。いじめの問題等に対しても、いじめ防止対策の推進として、具体的に教育振興基本計画のなかで記載しているものである。</p> <p>(文化推進室長)</p> <p>② 美術館のコンセプトに基づくミッションの中に「育成」を掲げ、本物に触れることをきっかけに未来を担う人材を育成することを目標としている。物の豊かさより、心の豊かさを志向する機運が高まる中で、心の豊かさを育てていく施設を目指していく。</p>

質 疑	応 答
<p>(福田 洋子 委員)</p> <p>① 参考資料2の基本目標Ⅱの施策3の推進の柱ウ「学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくりについて、本市はどのように取り組んでいくのか。</p> <p>② 参考資料3の145ページ、教員へのアンケート調査結果において、例えば「児童生徒一人ひとりを確実に伸ばす教育ができています」や「児童生徒に新しい時代に求められる資質・能力の育成ができています」「グローバル化に対応する教育ができています」の回答で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」が低い値となっている。こうした状況の中、働き甲斐がある職場づくりをどのように捉えているのか。</p> <p>また、22ページの幼児教育の充実にかかわり、現在、保育所に預けている家庭も多く、そのまま小学校に入学することも多い状況である。保育所や幼稚園との連携などの取り組みについて教えて欲しい。</p>	<p>(学務課長)</p> <p>① 具体的には、週1回のリフレッシュデーなど、教職員が働きやすい環境づくりに取り組み、教職員がいきいきと働くことのできる職場づくりに取り組んでいく。</p> <p>こどものウェルビーイングを高める為には、教職員のウェルビーイングを高めることが重要であると考えている。</p> <p>(指導課長)</p> <p>② アンケート結果においては、職員の意識が低い部分も見受けられるが、グローバル化に対応した教育に関しては、ALTの拡充・充実により、意識の向上が図られると考えており、拡充の要求をしているところである。また、各学校に対し、外国の学校とのオンライン交流も働きかけている。</p> <p>教育基本振興計画における幼児教育の充実は、市立幼稚園2園を念頭に作成しているが、保育所等との連携においては、「幼保小の架け橋プログラム」に基づいて、カリキュラムの接続を重点におき、円滑に進められるよう連携を始めているところである。</p>

質 疑	応 答
<p>(池田 けい 委員)</p> <p>① 参考資料3の41ページの「日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実」について、日本語初期指導教室の設置を進め、すべての学校と連携・分担体制を構築するとの記載があるが、具体的にどのように実施する予定なのか。</p> <p>② 教育振興基本計画にはアンケート結果概要が示されているが、教育大綱では実施したのか。また、アンケート結果を踏まえ、どう活かしたのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>① これまで、日本語初期指導教室を教育研究所と4つの小中学校拠点校で実施していたが、今後は、市内小学校14校・中学校2校に日本語初期指導教室拠点校を設置し、市内全域をカバーしていきたいと考えている。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>② 教育振興基本計画に掲載しているアンケート結果概要は、教育大綱も含まれるものである。結果の活用は、一例として、小中学生及び高校生への質問として「学校に行くのが楽しいか」「困りごとや不安がある時に相談できる大人がいるか」と、「自分にはよいところがあるか」への回答をクロス集計し、考察したところ、学校生活を楽しく送れるこどもは、自己肯定感が高い傾向にあることから、指標においても「自分によりよいところがあるか」の割合を高める目標を設定しているものである。</p>
<p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 特別支援教育の充実に関し、参考資料3の124ページの指標のうち、特別支援学級設置校数の令和12年度の目標値が、小学校43校、中学校20校となっており、県全体から見ても低い水準</p>	<p>(指導課長)</p> <p>① 令和8年度には、特別支援学級の設置率が74%になる見込みであるが、特別支援に係る児童生徒数の推移や学校施設等の状況、教職員の確保及び育成を踏まえながら、全校設置に向けて取り</p>

質 疑	応 答
<p>である。受け入れ環境の充実に向けて全校設置に取り組んで貰いたいがどのように考えているか。</p> <p>また、参考資料3の38ページに記載されている、特別支援教育に対する教職員の専門性の向上は非常に重要な取り組みであるが、過日、特別支援学級職員の体罰事案が報道されていたところである。教職員の育成に関して、どのように担保して専門性を向上させるのか教えて欲しい。</p> <p>② 参考資料3の80ページに地域クラブ活動の推進について、令和9年9月を目途に、まずは休日の部活動を地域クラブ活動として推進し、同時に平日の活動についても検討を進めるとあるが、平日の活動についてはどのように検討していくのか。また、これまで地域ミーティング等に参加してきた中で、モデル事業の参加者が増えていない印象を受けているが、今後子どもたちの意見や声をどのように聞いて、進めていくのかの方策を確認したい。</p> <p>③ 一部、保護者の中には平日の部活動はなくなるという認識の方もいることから、周知と理解は必</p>	<p>組みを継続していく考えである。また、教職員の専門性の向上に関しては、学務課と連携を図り、体罰を含めた職員事故の観点と特別支援教育の指導力向上の観点から研修の充実を図っていく。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>② 平日については、国が令和13年度までを一つの区切りとしていることから、この間の国の動向を確認しながら検討を進めていく。モデル事業の参加団体については、昨年度が5団体、今年度が13団体となり、子どもたちの参加も徐々に増えている状況であるが、来年度以降さらに団体を増やし、活動の場を増やしていきたいと考えている。子どもたちの声を聞くことについては、まず周知が必要と考えていることから、教職員や保護者に対して動画等を展開してきたが、今後も周知しながら、子どもたちの声を聞いていきたいと考えている。</p> <p>③ 周知と理解については、早急に進めていかなければならないと認識している。体制づくりにつ</p>

質 疑	応 答
<p>要であると思うので、表現方法も考えながら進めていただきたい。また、部活動と地域クラブを円滑に接続する体制づくり、学校との連携、クラブ活動を支える統括団体の設置、充実も確実に進めていただきたいがどう考えているのか。</p> <p>④ 参考資料3の86ページ、施策6のア、多様な生涯学習活動の推進の現状と課題について、DXの進展等に対応するため、ICTを活用した多様な学習機会の提供などが求められている。とあるが、これらの課題を解決するためには、公民館へのWi-Fi設置が必要であると考え、今後、Wi-Fi設置についてどのように考えているのか。</p> <p>(関 由紀夫 委員)</p> <p>教育大綱・振興基本計画に基づいて様々な取り組みへの予算が執行されるが、厳しい財政事情のなか、現状の予算要求状況などを聞かせて欲しい。</p>	<p>いても、統括団体の立ち上げ、人材バンクの設置等、順次進めていく。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>④ 例えば、スマホ講座では、講師が準備したポケットWi-Fiを活用し講座を開催している。その他の講座についてもWi-Fi設置の必要性は感じていないため、各公民館へのWi-Fi設置については現状考えていない。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>今後お示しする令和8年度当初予算は、全庁的に限られた予算のなかで各部局に配分されており、教育局においても限られた枠のなかで事業の優先順位を決めて計上している。また、極力、事業における無駄を省くため、例えば、委託の回数を減らすことや仕様の見直しなども行っている。</p>

質 疑	応 答
<p>(坂本 だいすけ 委員)</p> <p>(要望)</p> <p>地域クラブ活動の推進について、令和9年9月から休日の部活動を地域クラブ活動へ展開しているが、予算も含めて、果たして実施できるのか。地域の指導者への指導料も含めて、その根拠が明白ではない。令和9年9月ありきではなく、柔軟に対応することを要望する。</p> <p>(芝崎 正太 副委員長)</p> <p>参考資料3の49ページに、性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進が記載されているが、性に関する指導を具体的にどのように実施し、連携はどのようにしているのか、また、小学生には実施しないのか教えて欲しい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>指導にあたっては、学習指導要領に基づき実施しており、連携にあたっては助産師、警察等、ゲストティーチャーを招いて実施している。また、小学校においても性に関する指導は、歯止め規定を踏まえながら実施している。</p>

# 未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

教育総務部 中央図書館

質 疑	応 答
<p>報告事項2 川口市子ども読書活動推進計画の改定について</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 学校図書館について、予算を含めた今後の整備の進め方について、教育委員会の方針はどうなっているのか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>① 図書費の学校配当予算について、小学校は一校あたり令和6年度405,000円、7年度415,000円と1万円増額しており、8年度も同額とする予定である。</p> <p>また、中学校は一校あたり令和6年度555,000円、7年度565,000円と1万円増額しており、8年度についても同額とする予定である。</p> <p>なお、図書費の令和6年度の執行率は小学校77%、中学校62%と低かったが、今後は図書費を流用禁止としているため上昇が見込まれる。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>蔵書や書架の状況など学校ごとの事情もあるため、庶務課が令和7年度に調査を行い、令和8年度は学校要望に応じた図書費を配当する方針である。図書費の流用は今年度同様、禁止とする予定である。</p> <p>蔵書率が低い、図書費の要望額が少ない学校がある場合は別途事情を聴取させたい。</p>

質 疑	応 答
<p>(要望)</p> <p>図書費の学校配当予算については、学校で必要な備品の購入に充てていたものと思われるため、図書費だけでなく、備品を購入する予算の増額も検討していただきたい。</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>予算確保は課題として受け止めている。例えば、学校によっては、補助教材について、購入数を精査していないケースもみられることから、予算の適正な執行についても各学校に指導したい。</p>
<p>(要望)</p> <p>学校図書館司書は、2校兼務が多いが、全校に1校1人配置を進めてほしい。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>単独配置校について、令和6年度の2校から令和7年度は10校に増やしている。予算の範囲で、拡充していく。</p>
<p>② 市立図書館の司書と学校図書館司書は、どのように連携しているか。</p>	<p>(指導課長)</p> <p>② 市立図書館から学校への図書の貸出を行っている。</p>
<p>(芝崎 正太 副委員長)</p> <p>(要望)</p> <p>図書費の流用について、現場は苦肉の策だと思うが、先ほどの回答通り是正をお願いしたい。</p>	<p>(中央図書館長)</p> <p>② 今年度は各学校の学校図書館司書・司書教諭と学校図書館の機能について、本の選書について、学校連携事業について等のオンライン研修を行った。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>学校で使用する消耗品は、教育委員会の費用で購入するものである。</p>

質 疑	応 答
<p>PTA会費を消耗品費に使用など報道があったが、各学校のPTAによる資源回収などで得た会費は、教材費に回してよいのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>PTAは任意団体であるため、PTA会費からの寄付金で学校の消耗品等を購入することは望ましいとは言えない。</p>

# 未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

教育政策室

質 疑	応 答
<p>報告事項3 小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 川口市立小中学校在り方審議会を傍聴した際、通学区域や通学時間に関する協議の中で、安全性の確保の観点からスクールバスのことが話題となっていたが、教育委員会の意向を伺いたい。また、中学校でも来年度から35人学級が始まることから過大規模校、大規模校への具体の対応案があれば伺いたい。</p> <p>② 現在、通学時間30分以内、通学距離1.5kmや2.0kmに収まらない学校はあるか。あれば何校あるか。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>① 通学距離は小学校を概ね1.5km、中学校を概ね2.0kmを基本範囲としており、現在とそれほど変わらない距離とできることから、スクールバスについては、現在のところ、教育局内で議論してはいない。しかし、通学時間を小中学校ともに概ね30分以内としていることから、安全対策を十分考慮した上で、自転車による通学等、検討が必要だと考えている。また、過大規模校は現時点ではない。大規模校については、少子化が進むことから、将来的には適正規模に進んでいくと予測している。35人学級等による影響も考えられることから、人口推計も参考にしながら、学区の調整等を図っていく。</p> <p>② 区域外から通学しているケースはあるものの、学区としては概ね収まっている。</p>

質 疑	応 答
<p>(福田 洋子 委員)</p> <p>川口市は広く、地域差がある。川口市立小中学校在り方審議会では、市全体として学校の在り方の話をしていると思うが、地域ごとには今後どのように進めていくのか。</p> <p>(要望)</p> <p>これまでの視察を踏まえると、地域ごとの検討会は非常に重要なので、地域の声を十分聞きながら進めていただきたい。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>令和8年度に(仮称)川口市立小中学校再編計画を策定すると同時に、地域ごとの再編推進プランも考えていく計画である。地域の方々の意見も大変重要であることから、十分周知の上、地域の方々の声を聞き、理解を得ながら進めていく。</p>

# 未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和8年2月9日開催)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
<p>報告事項4 いじめ根絶に向けた取り組み状況について</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(池田 けい 委員)</p> <p>① 事案12について、文部科学省の「いじめの定義」によると、一定の人間関係のある相手から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとあるが、文鎮を叩いていることに対して「うるさいよ。」と伝えることや女子が着替えている部屋の扉を開けてしまったことを「いけないんだよ。」と伝えた児童は、攻撃をしたことになるのか、所見を伺いたい。</p> <p>② 文鎮を叩かれ、うるさくて嫌な思いをしたとなればいじめとなるのか。この事案は、保護者は重大事態としての対応を望んでいるが、教員の範囲でお互いの思いを伝えることを指導することで良いのではないかと感じるという感想である。</p> <p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>① 事案12について、法的ないじめ認知についての異議はないが、短い期間で何回か謝罪するとい</p>	<p>(指導課長)</p> <p>① 法的には、その行為により児童生徒が嫌な思いをした場合にいじめ認知となる。しかしながら、注意をした児童にいじめをしたという言い方をするのではなく、別の伝え方や嫌な思いをする人もいることを伝える等、配慮した指導を行なっている。</p> <p>② 文鎮を叩かれ、うるさく感じた児童もいじめを訴えた場合は、双方でいじめ認知となる。この事案の経緯としては、教科書を忘れたことを隣の席の児童に指摘をされたことにより、気持ちが苛立ってしまい、その気持ちを抑えるために文鎮を叩いていたとのことである。</p> <p>(指導課長)</p> <p>① AさんとBさんだけのやりとりでなく、クラス全体が温かく受け止められるような学級づく</p>

質 疑	応 答
<p>う事が起こっている中で、AさんとBさんだけの話ではなく、担任がクラス全体でその都度どのよ うな指導を行ってきたのか、伺いたい。</p> <p>② 調査委員会ではどのような調査がなされてい くのか、伺いたい。</p> <p>③ いじめゼロサミットについて、講師の方の話 を聞いた、児童生徒の感想を伺いたい。また、い じめゼロサミットで決まったことを、児童生徒が 学校にどのように持ち帰って生かしていくのか を伺いたい。</p>	<p>りを、保護者の了解のもとで確認をし、指導がで きたらさらに良かったと捉えている。</p> <p>② いじめ行為に関しては明らかになっており、 保護者も理解している。しかしながら、Aさんが 学校生活や登校に不安を抱えていることから、再 発防止策及び学びの継続に向けた具体的な支援 方策を調査項目にしていく見込みである。</p> <p>③ 小学校の児童からは、「予防授業の中で講師の 先生が行なった、ぐしゃぐしゃにした紙が元通り にならなかったように、いじめで傷ついた心もす ぐには元通りにはならないことを学ぶことがで きた。」という感想があった。また、中学校の感想 では、「無意識に差別やからかいの言動を行って いるから、いじめがなくなれないと思った。」「人 はときにマイクロアグレッションを起こしてい るので、本当に相手に言ってよいのか、相手が傷 つかないかを実際に伝える前に考える必要があ る。」という感想があった。</p> <p>各学校では、児童生徒集会でいじめ予防に関す る場面劇や動画を作成して視聴するなどして、い じめについて改めて考えさせた学校があった。ま た、予防授業の内容を各学校で実施するために、</p>

質 疑	応 答
	<p>指導案を作成し、全校に配布して、予防授業と同じような授業を実施する予定である。</p>

## 教育長報告（5）

### 川口市公民館運営審議会委員の解嘱について

公民館名	氏名	委嘱年月日	条例第3条 該当名	解嘱年月日
南鳩ヶ谷公民館	菅野 静華	令和6年7月1日	知識経験者	令和8年1月23日
芝南公民館	榎本 義男	令和6年7月1日	社会教育関係者	令和8年2月7日

# 教育長報告（7）

## 学校における駐車使用料の無料化について

### 1 目的

これまで、「市有施設への職員等の通勤等による自家用自動車の駐車に関する基本方針」に基づき、学校職員を含む市職員が学校施設に通勤用自動車を駐車する場合、使用料を徴収していた。

令和8年度からは、教職員の待遇改善及び学校における事務負担の軽減を図ることを目的として、学校における駐車使用料を無料化とするもの。

### 2 無料化の対象施設

市立小学校52校、市立中学校28校、川口市立高等学校、市立幼稚園2園

### 3 無料化による影響

- (1) 影響人数 約1,500人
- (2) 影響金額 約2,400万円

### 4 施行期日 令和8年4月1日

### 5 参考

#### (1) 現在の学校における駐車使用料

職種	月額使用料
職員	2,610円
公務使用の承認をされている職員	1,310円
1週間当たりの所定の勤務時間が20時間以上かつ38時間45分に満たない職員	1,310円
1週間当たりの所定の勤務時間が20時間に満たない職員	0円

#### (2) 県内各市の学校における県費負担教職員の駐車使用料の徴収状況

埼玉県内40市のうち

徴収していない 37市 92.5%

徴収している 3市 7.5% (川口市、志木市、久喜市)

## 教育長報告（8）

### 令和7年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育終了報告について

#### 1 大貫海浜学園 校外教育

(1) 実施期間 令和7年5月8日（木）～11月26日（水）

(2) 参加人員	児童	引率教師	
通常学級	4,628人	391人	
特別支援学級	93人		
合計	4,721人	391人	5,112人

(児童参加率 96.6%)

※特別支援学級は、従来の合同隊ではなく、各学校の通常学級と一緒に実施

※児童参加率は5月1日時点の児童数対比

(3) 交通機関 民間貸切バス 165台

※指導者講習会バス2台含む

#### 2 水上自然教室 校外教育

(1) 実施期間 令和7年5月19日（月）～10月31日（金）

(2) 参加人員	生徒	引率教師	
通常学級	4,122人	280人	
特別支援学級	66人	52人	
合計	4,188人	332人	4,520人

(生徒参加率 92.5%)

※特別支援学級は合同隊にて実施（一部通常学級と一緒に実施）

※生徒参加率は5月1日時点の生徒数対比

(3) 交通機関 民間貸切バス 131台

※指導者講習会バス2台含む

## 教育長報告（9）

### 令和8年度大貫海浜学園・水上自然教室校外教育の実施について

#### 1 実施方法

大貫海浜学園	1泊2日
水上自然教室	2泊3日

#### 2 大貫海浜学園を1泊2日とした理由

令和7年度の実施を振り返り、校外教育の目的である、豊かな環境の中で自然に親しみ、集団活動を通じて、学校・家庭・地域では得がたい経験を十分に得ることが可能であり、前年度と同様の実施がふさわしいと判断したため。

#### 3 水上自然教室を2泊3日とした理由

令和7年度の実施を振り返り、移動にも時間を要す水上自然教室については、活動内容から2泊での実施がふさわしいと判断したため。

#### 4 バスの配車について

各学校専属による調達で準備を進める。

#### 5 実施状況

令和2年度	中止
令和3年度	日帰り
令和4年度	日帰り
令和5年度	1泊2日
令和6年度	1泊2日（大貫海浜学園） 2泊3日（水上自然教室）
令和7年度	1泊2日（大貫海浜学園） 2泊3日（水上自然教室）
令和8年度	1泊2日（大貫海浜学園・予定） 2泊3日（水上自然教室・予定）

## 教育長報告（10）

令和8年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて

### 1 趣旨

教職員の心の相談に応じるとともに管理職及び教職員への指導及び助言を行い、教職員の心の健康の保持増進を図る

### 2 業務内容

- (1) 教職員のメンタルヘルスケアに係る相談に関すること
- (2) 精神疾患による休職者等に対する職場復帰の支援に関すること
- (3) メンタルヘルスケアに関する研修及び情報提供に関すること
- (4) その他川口市が推進するメンタルヘルスケアに関すること

### 3 委嘱をする者

	氏名	再・新
メンタルヘルスチーフカウンセラー	土井 一博	再
メンタルヘルスカウンセラー	大林 ひろこ	再
メンタルヘルスカウンセラー	若杉 肇	新

### 4 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 教育長報告（12）

### 令和8年度川口市スクールソーシャルワーカーについて

#### 1 趣旨

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの活用などにより、問題を抱える児童生徒及び保護者等に支援を行う専門家である川口市スクールソーシャルワーカーを川口市立教育研究所に配置し、学校が関係機関等と連携して、児童生徒の問題行動等への対応が図られるようにする。

#### 2 採用人数

9名（スーパーバイザー1名含む）

#### 3 配置先

川口市立教育研究所

※学校の要請に応じて、学校へ派遣

#### 4 勤務内容

（スーパーバイザー）

週4日 1日あたり6時間 年間180日以内

（スクールソーシャルワーカー）

週2日 1日あたり6時間 年間90日以内

※ただし、特別な事情がある場合は、所属長の判断により、90日を超える勤務も認めることができる。

#### 5 業務内容

- （1）問題を抱える児童等が置かれた環境への働きかけに関すること
- （2）関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること
- （3）学校におけるチーム体制の構築、支援に関すること
- （4）保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること
- （5）教職員等への研修活動の関すること

6 採用をする者

氏名	配属先	再・新
小池 名保美 (SVとして採用)	川口市立教育研究所	再
矢作 勇一	川口市立教育研究所	再
佐藤 敦子	川口市立教育研究所	再
佐藤 聡子	川口市立教育研究所	再
近藤 剛	川口市立教育研究所	再
鳥羽 倫子	川口市立教育研究所	新
田中 紀江	川口市立教育研究所	新
川原 典子	川口市立教育研究所	新
藤田 英利子	川口市立教育研究所	新

7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

# 教育長報告（13）

## 令和8年度川口市立教育研究所教育相談員について

- 1 趣旨  
市内に在住している幼児及び児童生徒の教育上の諸問題の解決を図る。
- 2 採用人数  
13名
- 3 配置先  
川口市立教育研究所等
- 4 勤務内容  
月～金の週4日および週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）  
1日あたり6時間
- 5 業務内容
  - (1) 児童生徒等への教育相談に関する事
  - (2) 教職員及び保護者に対する助言・援助に関する事
  - (3) 児童生徒等の教育相談に係る情報収集・提供に関する事
  - (4) 不登校児童生徒の地域教育支援センター（チャレンジスクール、わくわくスクール）における指導・助言に関する事
  - (5) 公民館等での教育相談に関する事
  - (6) 特別な支援を要する児童生徒等の相談に関する事
  - (7) 児童生徒等のいじめに関する相談及び学校への指導・助言に関する事
  - (8) その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の教育相談に関し、適当と認められる事項に関する事

6 採用をする者

氏名	配属先	再・新
高村 美恵	川口市立教育研究所	再
瀬山 真一	川口市立教育研究所	再
貫井 友宣	川口市立教育研究所	再
竹本 美香	川口市立教育研究所	再
唐澤 由美	川口市立教育研究所	再
大竹 伸明	川口市立教育研究所	再
岩田 直代	川口市立教育研究所	再
安部 正幸	川口市立教育研究所	新
清水 ひより	川口市立教育研究所	再
加納 啓太	川口市立教育研究所	再
高橋 勘太	川口市立教育研究所	再
福田 修嗣	川口市立教育研究所	新
山口 愛夏花	川口市立教育研究所	新

7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

# 教育長報告（14）

## 令和8年度川口市日本語指導支援員について

### 1 趣旨

外国人児童生徒や帰国児童生徒のうち、日本語が理解できないことで学校生活に支障をきたしている児童生徒を対象に、学校生活への適応を図るため、日本語の指導や文化風習の支援を行う。

### 2 採用人数

6名

### 3 配置先

川口市立教育研究所

※要請に応じて学校へ派遣

### 4 勤務内容

月～金の週5日（土・日・祝日・年末年始の休日除く）

1日あたり5時間30分

### 5 業務内容

- (1) 児童生徒等への日本語指導・助言に関すること
- (2) 教職員及び保護者に対する助言・支援に関すること
- (3) その他、川口市立教育研究所の業務及び児童生徒等の日本語指導に関する教育相談及び教科等指導に関し、適当と認められる事項に関すること

### 6 採用をする者

No.	氏名	配属先	再・新
1	村上 博俊	川口市立教育研究所	再
2	福島 章雄	川口市立教育研究所	再
3	石鍋 栄	川口市立教育研究所	再
4	橋本 正一	川口市立教育研究所	再
5	澁谷 艶子	川口市立教育研究所	再
6	浅井 智子	川口市立教育研究所	再

### 7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 教育長報告（15）

### 令和8年度川口市立教育研究所嘱託医について

#### 1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
柴田 勲	精神科医 しばた心身クリニック院長	再

#### 2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

# 教育長報告（16）

## 令和8年度川口市立教育研究所カウンセラーについて

### 1 趣旨

市内に在住している児童生徒の教育上の諸問題（特にいじめや不登校）の解決を図るため、専門的な知識・経験を有する教育研究所カウンセラーによる教職員や保護者への助言・援助及び児童生徒等のカウンセリングを行う。また、市立学校（園）の研修に対し支援を行う。

### 2 採用人数

8名

### 3 配置先

川口市立教育研究所

※緊急派遣や研修会等、学校の要請に応じて、学校へ派遣

### 4 勤務内容

週5日 10:00～17:00（休憩時間1時間）

1日3～4名体制

日給20,000円×18回×50週

### 5 業務内容

- (1) 教職員や保護者への助言・援助及び児童生徒等のカウンセリング
- (2) 市立学校（園）等の研修講師

6 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
山崎 健之介	川口市立教育研究所	再
雪田 彩子	川口市立教育研究所	再
小泉 藤子	川口市立教育研究所	再
今野 洋子	川口市立教育研究所	再
飯塚 幸子	川口市立教育研究所	再
久保 由紀子	川口市立教育研究所	再
海老澤 香菜恵	川口市立教育研究所	再
宮本 千秋	川口市立教育研究所	新

7 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 教育長報告（17）

令和8年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーについて

### 1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
杉山 雅宏	東京家政大学人文学部 心理カウンセリング学科 教授	再

### 2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 教育長報告（18）

令和8年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーについて

### 1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
上原 節子	川口市立教育研究所	再
後藤 和子	川口市立教育研究所	再
戸ヶ崎 幾江	川口市立教育研究所	再
白尾 由美子	川口市立教育研究所	再
廣門 明子	川口市立教育研究所	再
小島 猛	川口市立教育研究所	再
久保田 真一	川口市立教育研究所	新

### 2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第20号

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について  
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

川口市教育委員会組織規則（令和 7 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条教育総務部教育総務課の事務分掌中第 1 1 号を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

分庁舎が廃止されたことに伴い、教育総務課の事務分掌から分庁舎の管理に関する事務を削るもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市庁舎管理規則の一部を改正する規則（令和7年規則第66号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 ○ 川口市教育委員会組織規則（令和7年教育委員会規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌）            第4条 前条に定める課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。            教育政策室（略）            教育総務部            教育総務課            (1)～(10)（略）            生涯学習課 }（略）                              ∩            スポーツ課 }（略）            学校教育部（略）</p>	<p>（事務分掌）            第4条 前条に定める課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。            教育政策室（略）            教育総務部            教育総務課            (1)～(10)（略）            (11) <u>分庁舎の管理に関すること。</u>            生涯学習課 }（略）                              ∩            スポーツ課 }（略）            学校教育部（略）</p>

議案第21号

川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則について  
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

## 川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則

川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに川口市立中央図書館芝園分室（以下「芝園分室」という。）」を削る。

第3条第3項を削る。

第4条第2項中「及び芝園分室」を削る。

第6条の見出しを「（利用の手続等）」に改め、同条第1項中「図書館資料」を「個人で図書館資料」に、「もの」を「とき」に改め、同条第2項中「ものに」を「者に」に改め、同条第5項中「もの」を「者」に改める。

第8条中「者が返却を怠り、督促をしても返却に応じない」を「ものが利用期間の満了後も返却しない」に、「その者」を「そのもの」に改める。

第9条第1項中「（次項）」を「で館長が適当と認めたもの（以下この条）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、団体等は、別に定めるところにより、団体の登録を受けなければならない。

第9条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。
- 3 利用券は、団体等の申込みに基づき3年ごとに更新するものとし、その手続は、第1項後段の規定を準用する。
- 4 団体等のその他の利用の手続等については、第6条第4項から第6項までの規定を準用する。

第12条第1項中「者」を「もの」に改める。

第16条中「ものは」を「者は」に改める。

第21条第2項中「者は」を「ものは」に改め、同条第3項後段中「者」を「もの」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

中央図書館芝園分室を廃止する川口市立図書館設置及び管理条例の一部改正に伴い、必要な改正を行うとともに、規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 芝園分室に係る規定を削るもの。
- (2) 図書館資料の利用期間の満了後も返却しないものに対し、直ちに図書館の利用を制限することができることとするもの。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和7年条例第90号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立図書館管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 ○ 川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川口市立図書館設置及び管理条例（昭和53年条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、川口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）並びに川口市立前川図書館、川口市立新郷図書館、川口市立横曽根図書館、川口市立戸塚図書館及び川口市立鳩ヶ谷図書館（以下「地域図書館」という。）<u>並びに川口市立中央図書館芝園分室</u>（以下「芝園分室」という。）<u>（以下「図書館」と総称する。）</u>の管理運営に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 芝園分室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定めるところとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前10時から午後5時まで</p> <p>(2) 火曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午後1時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 地域図書館<u>及び芝園分室</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(利用の手続等)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川口市立図書館設置及び管理条例（昭和53年条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、川口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）並びに川口市立前川図書館、川口市立新郷図書館、川口市立横曽根図書館、川口市立戸塚図書館及び川口市立鳩ヶ谷図書館（以下「地域図書館」という。）<u>並びに川口市立中央図書館芝園分室</u>（以下「芝園分室」という。）<u>（以下「図書館」と総称する。）</u>の管理運営に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(利用時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 芝園分室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定めるところとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) 日曜日、土曜日及び休日 午前10時から午後5時まで</p> <p>(2) 火曜日から金曜日まで（休日を除く。） 午後1時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 地域図書館<u>及び芝園分室</u>の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(利用券)</u></p>

第6条 個人で図書館資料（電子図書館資料を除く。第12条を除き、以下同じ。）の館外利用、電子図書館資料の利用その他教育委員会が定めるサービスの利用（第4項において「館外利用等」という。）をしようとするときは、住所を証明する書類を添えて教育委員会に申し込み、登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをした者に 対して別記様式の利用券を交付するものとする。

3・4 (略)

5 利用券を有する者 は、利用券を紛失した場合又はその住所若しくは氏名等を変更した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6 (略)

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、図書館資料の館外利用をしているものが利用期間の満了後にも返却しない 場合は、別に定めるところにより、そのものに対し図書館の利用の制限をすることができる。

(団体利用)

第9条 市内の事業所、機関又は団体で館長が適当と認められたもの（以下この条において「団体等」という。）は、図書館資料を館外利用することができる。この場合において、団体等は、別に定めるところにより、団体の登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。

3 利用券は、団体等の申込みに基づき3年ごとに更新するものとし、その手続は、第1項後段の規定を準用する。

4 団体等その他の利用の手続等については、第6条第4項から第6項までの規定を準用する。

5 1の団体等が、同時に館外利用をすることができる図書館資料の点数及び1の図書館資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

(図書館資料の複写)

第12条 図書館資料の複写をしようとするものは、複写申込書を館長に提出しな

第6条 図書館資料（電子図書館資料を除く。第12条を除き、以下同じ。）の館外利用、電子図書館資料の利用その他教育委員会が定めるサービスの利用（第4項において「館外利用等」という。）をしようとするものは、住所を証明する書類を添えて教育委員会に申し込み、登録を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の登録をしたときは、当該申込みをしたものに対して別記様式の利用券を交付するものとする。

3・4 (略)

5 利用券を有するものは、利用券を紛失した場合又はその住所若しくは氏名等を変更した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6 (略)

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、図書館資料の館外利用をしている者が返却を怠り、督促をしても返却に応じない場合は、別に定めるところにより、その者 に対し図書館の利用の制限をすることができる。

(団体利用)

第9条 市内の事業所、機関又は団体（次項 において「団体等」という。）は、図書館資料を館外利用することができる。

2 1の団体等が、同時に館外利用をすることができる図書館資料の点数及び1の図書館資料を連続して利用することができる期間は、別表のとおりとする。

(図書館資料の複写)

第12条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書を館長に提出しな

ければならない。

2・3 (略)

(対面朗読等を利用できる者)

第16条 対面朗読等を利用することのできる者は、視覚障害者等であって、市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(寄贈及び寄託)

第21条 (略)

2 教育委員会に図書館資料を寄贈又は寄託しようとするものは、図書館資料の種類、住所及び氏名を教育委員会に申し出て承認を得た後、現品を提出するものとする。

3 第1項の規定により寄託された図書館資料（以下「寄託図書館資料」という。）は、教育委員会が購入した図書館資料と同様の取扱いをするものとする。この場合において、教育委員会は、寄託図書館資料を館外利用に供しようとするときは、当該寄託図書館資料を寄託したものの承認を得なければならぬ。

4 (略)

ければならない。

2・3 (略)

(対面朗読等を利用できる者)

第16条 対面朗読等を利用することのできるものは、視覚障害者等であって、市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(寄贈及び寄託)

第21条 (略)

2 教育委員会に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、図書館資料の種類、住所及び氏名を教育委員会に申し出て承認を得た後、現品を提出するものとする。

3 第1項の規定により寄託された図書館資料（以下「寄託図書館資料」という。）は、教育委員会が購入した図書館資料と同様の取扱いをするものとする。この場合において、教育委員会は、寄託図書館資料を館外利用に供しようとするときは、当該寄託図書館資料を寄託した者の承認を得なければならぬ。

4 (略)

議案第 22 号

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程について  
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和 8 年 3 月 18 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

## 川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程

川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書」を「及び同条第2項ただし書」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

中央図書館芝園分室を廃止する川口市立図書館設置及び管理条例の一部改正に伴う川口市立図書館管理規則の一部改正に伴い、同室に係る規定を削るもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立図書館処務規程の一部を改正する規程案新旧対照表  
 ○ 川口市立図書館処務規程（平成18年教育委員会規程第5号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（専決事項）            第6条 中央図書館長は、次に掲げる事項を専決することができる。            (1)・(2) (略)            (3) 川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）第3条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する図書館の利用時間の変更並びに同規則第4条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する休館日の変更に関すること。            2 (略)</p>	<p>（専決事項）            第6条 中央図書館長は、次に掲げる事項を専決することができる。            (1)・(2) (略)            (3) 川口市立図書館管理規則（昭和55年教育委員会規則第8号）第3条第1項ただし書、同条第2項ただし書及び同条第3項ただし書に規定する図書館の利用時間の変更並びに同規則第4条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する休館日の変更に関すること。            2 (略)</p>

議案第23号

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則（平成18年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者は」を「ものは」に改める。

様式第1号及び第2号を次のように改める。

様式第1号 別紙のとおり

様式第2号 別紙のとおり

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

川口市立映像・情報メディアセンター利用許可申請書

年 月 日

(あて先) (指定管理者)

申請者	団体名
	住所
	代表者又は氏名
	電話

使用日	年 月 日	人数	人
時間帯	: ~ :	目的	
使用室等 (略)		備考	

金額	円
----	---

許可番号
------

様式第2号

川口市立映像・情報メディアセンター利用許可書

年 月 日

(指定管理者)

申請者	団体名
	住所 〒
	代表者又は氏名
	電話

使用日	年 月 日	人数	人
時間帯	: ~ :	目的	
使用室等 (略)		備考	

金額	円
----	---

許可番号
------

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

利便性の向上を図るため、利用許可申請書及び利用許可書の様式を改めるとともに、規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例（平成17年条例第75号）

(2) パブリック・コメント

不要

- 川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 ○ 川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例施行規則（平成18年教育委員会規則第9号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用の手続）            第2条 条例第9条の規定によりプレゼンテーションスタジオ、コミュニケーションスタジオA、ミーティングルームA、ミーティングルームB、多目的スタジオA又は多目的スタジオB（以下「プレゼンテーションスタジオ等」という。）の利用の許可を受けようとするものは、<u>様式第1号の申請書を指定管理者に提出しな</u>ければならない。            2 （略）</p>	<p>（利用の手続）            第2条 条例第9条の規定によりプレゼンテーションスタジオ、コミュニケーションスタジオA、ミーティングルームA、ミーティングルームB、多目的スタジオA又は多目的スタジオB（以下「プレゼンテーションスタジオ等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、<u>様式第1号の申請書を指定管理者に提出しな</u>ければならない。            2 （略）</p>

様式第1号  
川口市立映像・情報メディアセンター利用許可申請書

年 月 日

(あて先) (指定管理者)

申請者	団体名
住所	
代表者又は氏名	
電話	

使用日	年 月 日	人 数
時間帯	: ~ :	目 的
使用室等 (略)		備 考

金額 円

許可番号

様式第1号  
川口市立映像・情報メディアセンター利用許可申請書

年 月 日

許可 No.

年月日

(あて先) (指定管理者)

許可月日	団体名
申請者	住所
人 数	代表者名又は氏名
	電話番号
電話	

使用日	年 月 日 (曜日)	時 間 帯
使用室等		備 考

金額 円



議案第24号

川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について  
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

## 川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「川口市教育委員会」を「、川口市教育委員会」に、「の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・」を「による学校運営への参画、支援及び」に改める。

第3条第3項中「当該学校」を「対象学校」に改める。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

第5条第3項中「教育委員会」の次に「又は教育委員会を經由して埼玉県教育委員会」を加える。

第6条を次のように改める。

（組織及び委員）

第6条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が適当と認める者

第8条中「2年」を「、2年」に改める。

第9条第1項中「会長」を「、会長」に改め、同条第3項中「事故」を「事故が」に改める。

第10条の見出しを「（会議）」に改め、同条第1項中「協議会」の次に「の会議」を加え、「、議案」を「議案」に改め、同条第4項中「、利害を有する委員」

を「利害を有する委員」に改める。

第13条第2項中「当該対象学校」を「対象学校」に改める。

第18条中「教育委員会教育長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案要綱

## 1 改正の趣旨及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされたことから、必要な規定の整備を行うもの。

## 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

## 3 予算措置

なし

## 4 その他

## (1) 根拠法令又は関係法令

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

## (2) パブリック・コメント

不要

川口市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 ○ 川口市学校運営協議会規則（平成21年教育委員会規則第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（協議会の目的）</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、<u>川口市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等による<u>学校運営への参画、支援及び</u>  <u>協力</u>を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、<u>学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むこと</u>を目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長、<u>対象学校</u>に在籍する生徒、児童又は<u>幼児の保護者及び対象学校</u>の所在する地域住民の意見を聞くものとする。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>業務量管理・健康確保措置の実施</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は教育委員会を經由して<u>埼玉県教</u></p>	<p>（協議会の目的）</p> <p>第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として<u>川口市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の<u>学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力</u>を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、<u>学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むこと</u>を目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長、<u>当該学校</u>に在籍する生徒、児童又は<u>幼児の保護者及び当該学校</u>の所在する地域住民の意見を聞くものとする。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(意見の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 協議会は、前2項の規定により教育委員会</p>

育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(組織及び委員)

第6条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域  
学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員)

第6条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域  
学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 (略)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第10条 協議会の会議は、会長が開催日の7日前までに議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 (略)

(指導及び助言)

第13条 (略)

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

第10条 協議会 は、会長が開催日の7日前までに、議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 (略)

(指導及び助言)

第13条 (略)

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

議案第25号

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について  
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則

川口市学校給食実施規則（平成 23 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

令和8年4月から、国による小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることに伴い、要保護者等は、引き続き公的扶助により学校給食費を負担することを明確化するもの。

2 改正の内容

学校給食費の納入に係るその他の特例の規定から、生活保護法に規定する要保護者又はこれに準ずる者と認められるときの特例を削るもの。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校給食法第11条第2項

(2) パブリック・コメント

不要

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 ○ 川口市学校給食実施規則（平成23年教育委員会年規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（その他の特例）            第6条 教育委員会は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p>	<p>（その他の特例）            第6条 教育委員会は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童生徒及びその保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第6条第1項に規定する要保護者又はこれに準ずる者と認められるとき。</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p>

川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）（案）に係るパブリック・コメントの結果概要について

- 1 パブリック・コメント実施期間  
令和8年2月2日（月）～令和8年3月4日（水）までの31日間
- 2 意見提出者  
7人
- 3 意見数  
21件
- 4 意見内容  
別紙のとおり
- 5 結果公表方法
  - （1）市ホームページに掲載
  - （2）教育政策室及び市政情報コーナーに配架
  - （3）広報かわぐち（令和8年4月号）に実施結果概要を掲載

川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）（案）の  
パブリック・コメント実施における市民提出意見等への対応方針一覧

意見募集期間	令和8年2月2日（月）から令和8年3月4日（水）
当該基本方針改定案の概要	<p>教育委員会では、児童生徒数の減少や地域による学校規模の偏りに対応し、教育環境の維持向上を図るため、平成24年に「小中学校適正規模適正配置基本方針」を策定し、社会情勢や国が示す教育方針の変化等に伴い、令和2年に1度目の改定を行いました。</p> <p>本市の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が、今後、一層進むことが予測される中、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質のさらなる充実に加え、将来に渡って持続可能な地域社会の構築に資することを目的に、今回、2度目となる改定を行います。</p> <p>今回の改定では、今後の市内全域を対象とする学校再編を見据え、適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理し、新たな基準の設定やこれまでの基準を一部見直す等、将来的な学校の在り方を示す方針とするものとしています。</p>
意見提出者	7人
意見件数	21件
意見内容	以下のとおり

No.	【意見の主旨】	【市の考え方】	【案の修正】
1	<p>小学校の大規模校の分散について検討願いたい。</p> <p>現在の適正規模校においても今後の児童減少は目に見えており、小規模校に該当してしまう。</p> <p>現時点で大規模校の適正化に取り組むべき。</p> <p>平均児童数を超える学校については、分散を検討するべきではないか。</p> <p>また、通学範囲および、地域児童数からの分布においても算出する必要があると考える。</p> <p>地域による児童の居住率からも検討することでより偏りがない児童数の分布になると考える。</p>	<p>大規模校への対応につきましては、局所的な人口増加地域や今後の利用教室の確保等の観点から、適正化に向けた取り組みが必要であるものと考えております。</p> <p>具体的には、通学区の整理による適正化を検討しており、これまで地域ごとの児童生徒数に関する現状や推計について検討を進めております。</p> <p>頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の通学区の調整等に取り組む際の参考にさせていただきます。</p>	修正なし
2	<p>特定の小学校で外国籍の児童が非常に増えている。</p> <p>外国籍の児童が特定の学校に集中すると、日本語指導が必要な子が増え、通常学級の学習環境にも影響が出ないかと心配している。</p> <p>方針案にある「地域差の是正」や「公平な教育環境」という言葉は大変重要だと思う。今の状況は、児童構成の偏りによって教育環境に差が生まれ始めている例ではないか。</p> <p>居住の地域は、「地域差の拡大」や「教室確保の難しさ」といった課題が、他の地域よりも早く、強く現れている。</p> <p>これは単なる学校規模の問題ではなく、特定の学校に負荷が集中している、地域特有の課題だと考える。</p> <p>「外国籍児童の偏在」といった実態を踏まえた、より丁寧な検討を強くお願いしたい。</p> <p>例： ・外国人児童の偏在を踏まえた学区の見直し ・支援の増員だけに頼らない偏在を是正する仕組み作り ・教職員の負担が特定の学校に集中しない体制の整備</p>	<p>地域特有の課題につきましては、児童生徒数や学級数の規模、日本語指導が必要な児童生徒数、特別支援学級の配置、幹線道路の有無等、様々な課題を勘案し学区の再編も含めて、総合的に整理してまいりたいと考えております。</p> <p>頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、体制の整備につきましても、日本語初期指導教室拠点校の拡充や編入時の手続きの流れを整備することで、教職員の負担軽減を図ってまいりますと考えてございます。</p>	修正なし
3	<p>小規模校のメリットとデメリットについて、不登校児童生徒の増加という観点からも、小規模校のメリットを重視するべき。</p>	<p>小規模校のメリットにつきましては、当該方針でもお示ししておりますとおり、理解しているところでございます。</p> <p>今後の学校再編につきましては、小規模校の統廃合のみを考えるのではなく、学区の整理等を含め、市内全体で学校規模の適正化に向けた取り組みを進めるものでございます。</p>	修正なし
4	<p>大規模校のデメリットも明らかにし、具体的対策を示すべき。義務教育学校も含め、統廃合によって大規模校をあえて作り出すようなことをしないでほしい。統廃合を実施すれば学区が広がり、通学距離や通学時間も長くなる。広すぎる学区は大きな問題である。</p>	<p>今後の学校再編につきましては、市内全ての学校を義務教育学校や大規模校に集約することを計画するものではありません。通学距離や通学時間につきましては、市内全体の学校再編を見据えた上で、適正配置に関する基準にお示したとおり、新たに設定し、通学条件を整理しております。</p>	修正なし

No.	【意見の主旨】	【市の考え方】	【案の修正】
5	市の基準等により、今後どうしても統廃合が必要と思われる小中学校があった場合には、統廃合を決定してから対象校の保護者、地域住民に説明するのではなく、保護者、児童生徒に対して、決定前に丁寧な説明をおこない、意見交換の場を設けてほしい。	学校の統廃合等につきましては、児童生徒をはじめ、保護者や地域全体に関わる大きな変化になることは認識しております。 当該基本方針に基づき、今後、学校再編計画及び地域別の再編推進プランを作成してまいりますので、取り組みの周知や連絡協議会の設置等、丁寧に取り組んでまいります。	修正なし
6	統廃合等の条件について、学校の校舎が老朽化・建て直すための統廃合は言語道断である。「施設の老朽化によって改築等が必要となった学校については～」を削除すべき。	今後の学校再編においては、児童生徒の教育環境の整備と教育の質の向上を最優先の事項と認識しております。 その上で、校舎等の建て替え計画との連携は不可欠であり、更新時期を迎える全ての学校を統廃合の対象校とするのではなく、あくまでも、子ども達の安全を最優先として必要な改築は進めながら、施設の更新計画と連携して、効率的・効果的な学校再編に取り組む予定でございます。	修正なし
7	統廃合等の進め方について、「過小規模の状態が2年継続し、翌年以降も継続的に過小規模が予想される場合、統廃合の検討を開始する」ことを、過小規模校として上がっている学校の保護者に今の段階で知らせるべき。	学校の統廃合等につきましては、児童生徒をはじめ、保護者や地域全体に関わる大きな取り組みであることは認識しております。 当該方針に基づき、今後、学校再編計画及び地域別の再編推進プランを作成してまいりますので、取り組みの周知や連絡協議会の設定等、丁寧に取り組んでまいります。	修正なし
8	統廃合等に関する基準について、過小規模校では児童生徒が思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けることが難しい根拠を示してほしい。	本市の将来を担う子ども達が、変化の激しい社会の中で他者と関わり、多様な考え方を理解していくためには、一定の集団の中で、認め合い、協力し合うことが必要であるものと考え、小中学校の適正規模・適正配置に取り組む考えでございます。 学校規模が児童生徒に及ぼす影響につきましては、国の手引では、クラス替えができる規模となったことから、友人が増え、男女比の偏りが少なくなったことや、切磋琢磨する環境の中で学習意欲や向上心が高まったことなどが報告されております。	修正なし
9	通学時間について、小学校1年生にとって30分は酷だと思ふ。せめて20分にしてほしい。	通学時間の基準につきましては、国においては、おおむね1時間程度が目安となるなか、他自治体の状況や市内全体の現状を鑑み、おおむね30分としたところでございます。 頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の通学区の調整等に取り組む際の参考にさせていただきます。	修正なし
10	利用教室の確保について、外国籍の児童生徒が日本語を習得できるように、日本語指導教員の数を増やすこと、指導時数の確保・指導教室の確保、指導内容の充実などを要望する。	日本語指導教室に伴う利用教室の確保につきましては、適正規模・適正配置の課題として認識しております。 教員の増員や指導時数の確保、指導内容の充実につきましては、教育局内で共有してまいります。	修正なし
11	適正規模に関する基準について、今後の児童生徒数の減少を考えると小規模化は避けられないし、小規模学級によるデメリットは否定できませんが、教職経験上メリットも多々ある。 ゆき届いた教育を児童生徒に保障するために少人数学級、学校の小規模化の有意性を考慮していただきたい。 過小規模校の安易な廃止はしないでほしい。	1学級あたりの上限人数につきましては、学校規模に関わらず国の方針で35人（中学校については令和8年度から順次移行）となっておりますことから、少人数学級に関する内容は、当該方針で扱うものではないと考えております。 また、今後の学校再編につきましては、小規模校の統廃合のみを考えるものではなく、学区の整理等を含め、市内全体で学校規模の適正化に向けた取り組みを進めるものでございます。	修正なし
12	義務教育学校の設置について、現行の教育制度（小学校と中学校）を凌ぐ教育となる根拠を説明してほしい。 また、義務教育学校の適正規模は「18～36学級（1学年2～4学級）」とあるが、この基準によるとマンモス校の設置を想定していないと読み取れるが確認したい。	義務教育学校につきましては、小学校・中学校の区切りをなくした教育課程9年の学校制度であり、柔軟な教育計画のもと、異学年との交流機会の増加や中学校入学後の不登校生徒の解消等が期待できるものと考えております。 また、義務教育学校の設置にあたっては、統廃合の対象となった際に、立地等の地域性によって近隣校との統廃合が困難な場合の学校の在り方として検討をするものであるため、現段階において、義務教育学校の大規模化は想定しておりません。	修正なし
13	統廃合等に関する基準について、基準を機械的に適用すると弊害が出る。児童生徒の状況、教職員の意見・要望、地域住民などの意見要望を十分聴取し、検討を重ねて納得・合意を得た結論を導き出すことを要望します。	学校の統廃合等につきましては、児童生徒をはじめ、保護者や地域全体に関わる大きな取り組みであることは認識しております。 当該方針に基づき、今後、学校再編計画及び地域別の再編推進プランを作成してまいりますので、周知や連絡協議会の設定等、丁寧に取り組んでまいります。	修正なし

No.	【意見の主旨】	【市の考え方】	【案の修正】
14	今後の学校の在り方に向けた検討について、市民にひらかれた市政・ひらかれた教育を進めるうえで、トップダウンでなく、ボトムアップで物事を進めることが大切である。納得と合意を大切に、今後の学校の在り方等について議論を進めてほしい。	頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。	修正なし
15	学校施設の有効活用・利用について、学校は児童・生徒への教育の場であるとともに、地域住民の諸活動利用の場となっている。大規模災害が発生した時には、地域住民の避難場所となる重要な公共施設である。仮に学校が統廃合となった場合には、「壊す・つぶす」のではなく改修して多目的利用ができる場所として有効利用するよう要望する。	地域における学校施設の役割は認識しているところでございます。現時点において、対象地域や学校が決定しているものではなく、跡地利用についても検討前でありますので、頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。	修正なし
16	川口市立小中学校在り方審議会の委員の人選について、今回の審議委員の中に在籍児童生徒の保護者はいるのか。今後もこのような委員会が継続するようなので、在籍児童生徒の保護者参加を求めてほしい。	同審議会の委員につきましては、学識経験者、知識経験者、市民の代表、市立学校の校長などで構成されており、委員の中には、PTA関係者や在籍児童生徒の保護者も含まれております。詳細につきましては、市ホームページに川口市立小中学校在り方審議会に関するページを掲載しておりますので、そちらからもご確認いただくことができます。	修正なし
17	公開で市民の意見を聴く会（仮称）の開催について、市民の意見を聴くパブコメは、民主的な在り方として大切なことであるが、パブコメのみでは、双方向のやり取りができない。今後、「公開で市民の意見を聴く会」の開催をすることを要望する。	頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。	修正なし
18	子供を小規模校に通わせている。隣の小学校も人数が少なく、迅速な合併を検討していただきたい。今回の方針で、数年単位での計画をされていることは理解できるし、数十年先を予測するとさらに広域での統合が必要なものも理解できるが、現在の教育環境もきちんと考慮してほしい。数十年後の広域での学区編成を前提に、数年単位での細かい学区編成も検討してほしい。	当該方針の基準に該当する学校につきましては、今後、策定を予定している学校再編計画と並行して、学校関係者や保護者に加え、地域にお住いの方々などからのご意見などを踏まえ、地域性に即した検討を進めてまいりたいと考えております。	修正なし
19	適正規模・適正配置の考え方の冒頭にある、「児童生徒が多様に変化する激しい社会を生き抜いていくため～切磋琢磨することを通じて～重要」とあるが、そうなのだろうか。WHOは世界各地からの論文を分析し、「教育機関は小さくはならない（生徒100人を上回らない規模）」、「教育機関内部の集団（学級）の規模に関しても意見の相違は全くなく、小さな規模を保たなければならないという考え方で完全に一致している。」と発表している。世界の流れは小規模学校と少人数学級である。先生たちは学年全員の名前と性格を知っている。校長先生も学校全部の子どもとお話している。理想の学校です。規模が小さいと、いろいろな経験のチャンスが多くなると思う。	学校の適正規模につきましては、国の基準を参考に本市の状況を踏まえて設定しており、小規模校のメリットにつきましては、当該方針でもお示ししておりますとおり、理解しているところでございます。今後の学校再編は、小規模校の統廃合のみを進めるものではなく、市内全体で学校規模の適正化に向けた取り組みを進めてまいります。また、1学級あたりの上限人数につきましては、国の方針で35人（中学校については令和8年度から順次移行）となっていることから、今後、国や県の基準の変更等が示され、本市の状況が大きく変わることがあれば、改めて考えてまいります。	修正なし
20	通学時間がおおむね30分以内で通学できる範囲とありますが、大人でも通勤などで駅まで30分というの長いと思う。小学1年生がランドセルなど背負って歩くというのには、とても負担である。	通学時間の基準につきましては、国においては、おおむね1時間程度が目安となるなか、他自治体の状況や市内全体の現状を鑑み、おおむね30分としたところでございます。頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の通学区の調整等に取り組む際の参考にさせていただきます。	修正なし
21	義務教育学校の規模の上限を川口市では引き上げる案となったのは、検討して欲しい。小学校の前期課程から教科担任制を増やすとのことだが、現場で行われている教科担任制は子どもたちにとって、また、先生たちにとって学びあえるものになったのか、振り返って欲しい。「統廃合等については中長期的な視点に基づき、慎重かつ丁寧な検討が必要であることを考慮しなければなりません。」とあるように、統廃合等の計画が地域や子どもたちの未来を阻むものとならないように、熟慮してほしい。	義務教育学校の設置につきましては、今後の学校再編における手法の一つとして検討しているところであり、教育課程を含め、具体的な内容については、慎重かつ、さらなる調査研究が必要であると考えております。頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の学校再編計画の他、地域別の再編推進プランを作成する際の参考にさせていただきます。	修正なし

川口市立学校（園）の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

川口市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、中教審の答申によると、令和6年8月の『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）では、「学校教育の質の向上を通じた、すべての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

この答申を踏まえ、本市においても、教員が心身共に健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で本計画を策定し、「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」ために、これまで以上に働き方改革を推進する。

## (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川口市立学校職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- また、令和3年度に川口市の「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和7年度には内容を改定し、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」ことを目的に掲げ、学校における働き方改革を推進してきた。
- このような取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和5年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 31 時間 19 分	24.6%	0.9%
中学校	月 40 時間 26 分	39.9%	5.7%

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 28 時間 57 分	18.9%	0.5%
中学校	月 36 時間 37 分	32.6%	3.8%

- 時間外在校等時間、月 45 時間以上の割合、月 80 時間以上の割合は年々減少してきており、各学校の取組の成果が現れているが、一部の教職員に負担が偏っている実態等も踏まえると、目標達成には至っていないことがわかる。

- 目標達成には、教員一人当たりの業務量の削減が必要であり、また、業務の効率化が必要である。教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減するためには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

---

本計画では、国の指針を踏まえ、以下の目標を設定する。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1箇月時間外在校時間：45時間、1年間時間外在校時間：360時間）の範囲内とするため、数値目標を以下のとおりとする。

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員の心身の健康確保や教職の魅力を確保するため、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を以下のとおりとする。

教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる職場環境を整えるために、以下の目標に具体的に取り組む。

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を17日以上にする。【R6: 15.8日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を9%まで減少させる。【R7: 10.2%】
- ③ ストレスチェックにおける職場内の健康リスク値を80以下とする。【R7: 81】

## 3 計画の期間

---

本計画の計画期間は、令和8年度～令和11年度の4年間とする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

---

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・直接苦情等に対応する相談窓口の設置等、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制について研究する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ④調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

##### ⑤校庭や体育館等の施設・設備の管理

- ・校庭・体育館等の地域開放施設の管理業務について、令和8年度より教育委員会において制度化し、電子化を推進する。

##### ⑥部活動

- ・令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を推進する。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ⑦授業準備、学習評価や成績処理

- ・教材の共有化や校務支援システムの機能活用、ICTを活用した自動採点技術等を導入するなど、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する方法について検討する。

### ⑧給食・清掃指導時における対応

- ・給食時や清掃時における児童生徒への指導は、児童生徒の発達段階や実態を踏まえ、学級担任のみではなく、全教職員で対応できる体制を整える。

### ⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉に関する専門人材、日本語指導に係る支援員（支援団体）等との連携を図り、効果的な支援体制の構築を推進する。

## （２）学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。
- ・教職員一人ひとりの業務を各自でタイムデザインし、業務の効率化を図る。

## （３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・教職員メンタルヘルスカウンセラーや産業医との連携を図り、心身の健康問題についての相談体制を整え、教職員の健康維持増進に努める。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保を推進する。
- ・ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談体制を整える。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における「定時退勤ウイーク」の実施を推進する。
- ・「フレックスタイム制」及び「いわゆる調整」を効果的に活用し、勤務時間の適正な管理に努める。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

---

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、川口市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力をえられるよう取り組む。

議案第17号

川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針を改定することについて  
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年3月18日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

## 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の改定に係る案件概要

### 1 改定の趣旨

児童生徒数の減少や地域による学校規模の偏りに対応し、教育環境の維持向上を図るため、平成24年に策定し、社会情勢や国が示す教育方針の変化等に伴い、令和2年に1度目の改定を行った「小中学校適正規模適正配置基本方針」の2度目の改定を行うもの。

本市の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が、一層進むことが予測されるなか、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質のさらなる充実に加え、将来に渡って持続可能な地域社会の構築に資することを目的に改定するもの。

### 2 改定の内容

今後の市内全域を対象とする学校再編を見据え、適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理し、新たな基準の設定やこれまでの基準を一部見直す等将来的な学校の在り方を示す方針として改定するもの。

### 3 施行期日

令和8年3月27日 市ホームページ公開、各市立学校（園）に通知  
令和8年4月1日から施行

### 4 予算措置

不要

### 5 その他

#### (1) 根拠法令又は関係法令

なし

#### (2) パブリック・コメント

2月2日（月）から3月4日（水）31日間

川口市立小中学校  
適正規模・適正配置基本方針  
(改定版)  
(案)

令和8年3月

川口市教育委員会

# 目 次

1	はじめに	1
2	適正規模・適正配置基本方針の概要	2
	(1) 適正規模・適正配置の考え方	
	(2) 基本方針改定の目的	
	(3) 基本方針の位置づけ	
3	川口市立小中学校の現状と課題	4
	(1) 現状	
	① 児童生徒数の推移	
	② 学校規模の状況	
	③ 学校施設の状況	
	(2) 課題	
	① 人口推移	
	② 教育環境及び学習環境の整備・充実	
4	適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方	10
	(1) 基準	
	① 適正規模に関する基準	
	② 適正配置に関する基準	
	(2) 検討の進め方	
	① 統廃合等に関する基準	
	② 統廃合等の進め方	
5	今後の学校の在り方に向けた検討	16
	(1) 地域との連携・市民への情報提供	
	(2) 部局横断的な検討	
	(3) 今後のスケジュール	
<b>【参考資料】</b>		
1	令和7年度 学校別児童生徒数及び学級数	18
2	学校別児童生徒数の推移（令和元～7年度）	21
3	令和7年度 市立小中学校の学校規模	24
4	令和7年度 通学区域の状況	26
5	小中学校適正規模・適正配置に関するアンケート結果	27

## 1 はじめに

本市は、昭和8年の市制施行以来、近隣の市や町村との合併を重ね、令和8年1月1日現在、608,515人の人々が暮らす全国の中核市の中でもトップクラスの人口規模を誇るとともに、首都東京に隣接した都市機能に加え、安行台地や見沼田んぼ等の自然環境が共存する暮らしやすいまちとして、市内外から高い評価を受けています。

一方、全国的に少子高齢化が進む中、本市の将来人口は、今後も約60万人を横ばいで推移することが予測されているところですが、15歳未満の年少人口については、直近10年間で減少傾向にあり、今後、減少の加速度が増すものと推計されており、おのずと、市立小中学校に通う児童生徒の数も高い確率で減少が予測されることから、その対応策の構築が不可欠となっています。

教育委員会では、これまでも直面する少子高齢化に対応するため、時勢を見据えて市立小中学校の適正規模・適正配置の検討を行い、平成24年に学校規模の偏り等に対応するための基準等を設定した小中学校適正規模適正配置基本方針を策定するとともに、社会経済情勢や国が示す教育方針の変化に伴い、令和2年に同方針の改定を行う等、市立小中学校を取り巻く環境の維持向上に努めてきました。

こうした中、近年においても、市立小中学校の児童生徒数は減少傾向が続いており、令和7年度当初において、全学年単学級の小学校が2校存在するほか、中学校においても小規模校が増えている状況にあります。学校の小規模化は、人間関係の固定化や教育活動の制限等、様々な問題が生じることが予想され、何らかの方策を講じるべき大きな課題の一つと言えます。

他方、都市開発等の影響から、人口増加が見込まれる地域や令和8年度から中学校において実施される35人学級等の影響から、数年程度、学級数の増加が見込まれる学校もあり、課題は複雑化を増しています。

加えて、本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代に集中的に整備されていることから、施設更新の時期を迎える学校が増えるとともに、現在、学校のプール施設や学校以外の公共施設の有効活用を踏まえた施設マネジメントの観点からも、今後の学校を中心とした教育等の関連施設の在り方について検討が必要となっています。

そのため、教育委員会では、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質のさらなる充実に加え、将来に渡って持続可能な地域社会の構築に資することを目的に、小中学校の適正規模・適正配置を含めた市内全域の学校再編に向けて取り組みを進め、この度、2度目となる当該方針の整理・見直しを行いました。

今回は、適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理し、新たな基準の設定やこれまでの基準を一部見直す等、将来的な学校再編に向けた学校の在り方を示す基本的な方針として改定いたしました。

当該方針の改定により、次世代の地域社会の担い手となる青少年の健全育成が促進され、教育環境が向上するとともに、今後取り組む本市初となる学校再編計画策定の道しるべになることを志向するものです。

## 2 適正規模・適正配置基本方針の概要

### (1) 適正規模・適正配置の考え方

児童生徒が多様で変化の激しい社会を生き抜いていくため、学校教育においては、多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

本市の小中学校がこうした役割を十分果たしていくためには、各学校において一定の集団規模や学級数を確保するとともに、効率的・効果的な教育活動を展開していくことが必要となります。

また、現在、学校施設の老朽化対策も重要な課題となっており、教育資源の有効活用の観点からも、学校の適正規模・適正配置が求められています。

\* 1

適正規模	… 一定の規模の児童生徒集団や学校規模を確保すること
適正配置	… 地域の実態を踏まえて通学条件や通学手段を考慮し、学校を配置すること

### (2) 基本方針改定の目的

本市では、児童生徒数の減少や地域における学校規模の偏り等に対応し、教育環境の維持向上を図ること目的として、小中学校適正規模適正配置基本方針（以下、基本方針）を平成 24 年 2 月に策定しました。

その後、国の方針の変更等<sup>\*2</sup>もあり、本市がそれまで導入していた学校選択制による就学制度を見直し、令和元年度の入学生から居住地により定められた学区の学校へ通学する、いわゆる基本学区制に戻したこと等、社会情勢や教育制度の変化に対応するため、令和 2 年 3 月に基本方針の改定を行いました。

今後、児童生徒数がさらに減少していくことが見込まれるとともに、これまで以上に学校施設の老朽化対策が求められる中、外国籍児童生徒の増加や地域による人口の偏り等、本市が直面する諸課題の解決を図るために、市内全域を対象とした学校再編が必要となっている状況です。

そのため、教育委員会では、学識経験者や学校関係者、市民を交えた川口市小中学校在り方審議会（以下、審議会）を設置し、基本方針の改定を含め、新たに学校再編計画を策定していくため、令和 7 年 1 月の第 1 回審議会において諮問しました。

その後、4 回の審議を経て、令和 7 年 8 月に基本方針の改定に向けた審議をまとめた中間報告を受け、教育委員会では、市内全域を対象とする将来的な小中学校の適正規模・適正配置及び望ましい学習環境について在り方を示す（仮称）川口市立小中学校再編計画（以下、再編計画）の他、地域ごとの再編の推進に向けたプランを策定するための第一歩とすることを目的に、市として 2 度目となる基本方針の改定を行います。

\*1 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省）

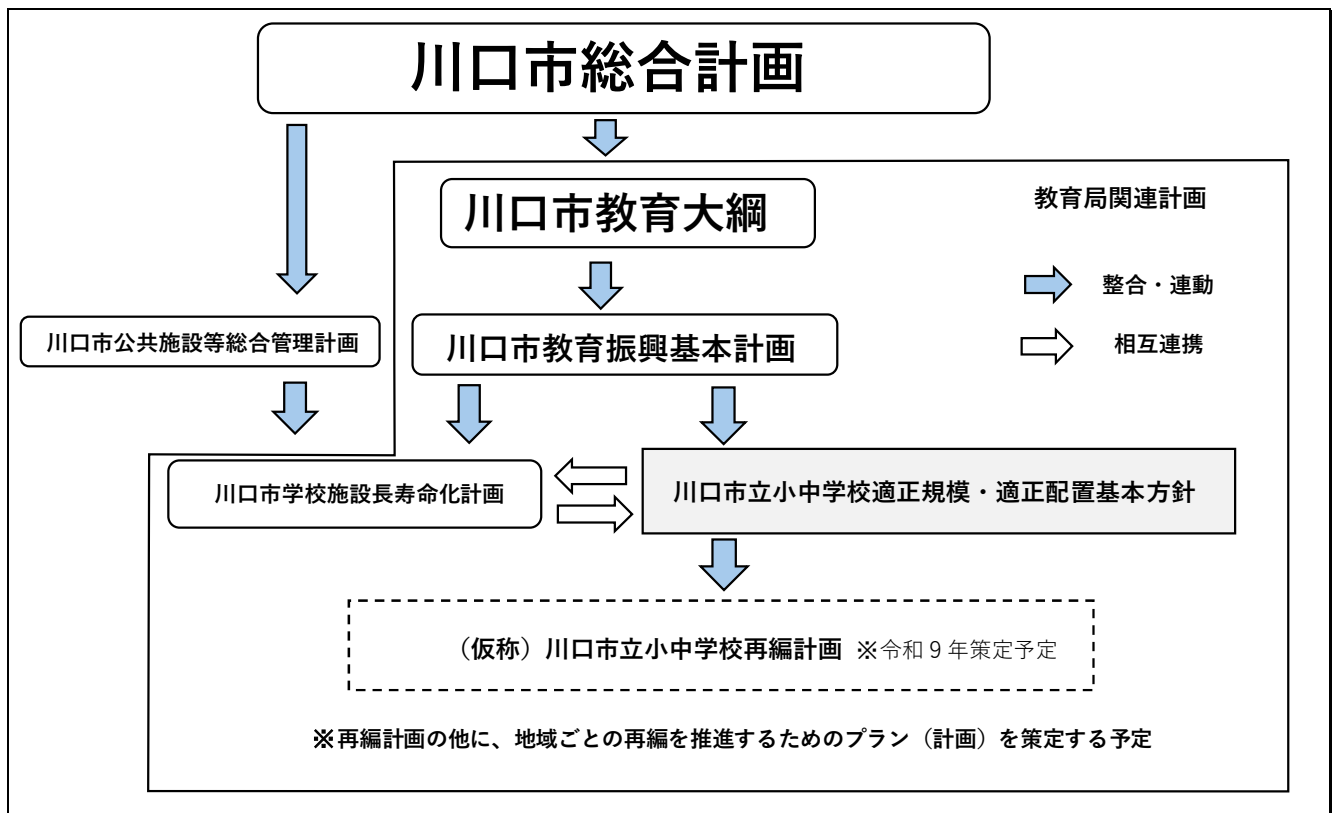
\*2 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成 27 年 12 月 中央教育審議会答申）

### (3) 基本方針の位置づけ

基本方針は、本市の教育行政の指針である川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画、さらには、学校施設の総合的かつ中長期的な整備計画である川口市学校施設長寿命化計画等との整合を図りながら、本市の小中学校の適正な規模や配置に関する基準を示すとともに、本市の児童生徒にとって、よりよい教育環境の整備と充実した学校教育の実現をめざすものです。(図1)

なお、基本方針については、国や県・本市の施策の変更や社会情勢の変化、他事業の進捗状況等を勘案しながら、再編計画とともに必要に応じて定期的に見直しを行います。

図1 基本方針の位置づけ (イメージ)



### 3 川口市立小中学校の現状と課題

#### (1) 現状

##### ① 児童生徒数の推移

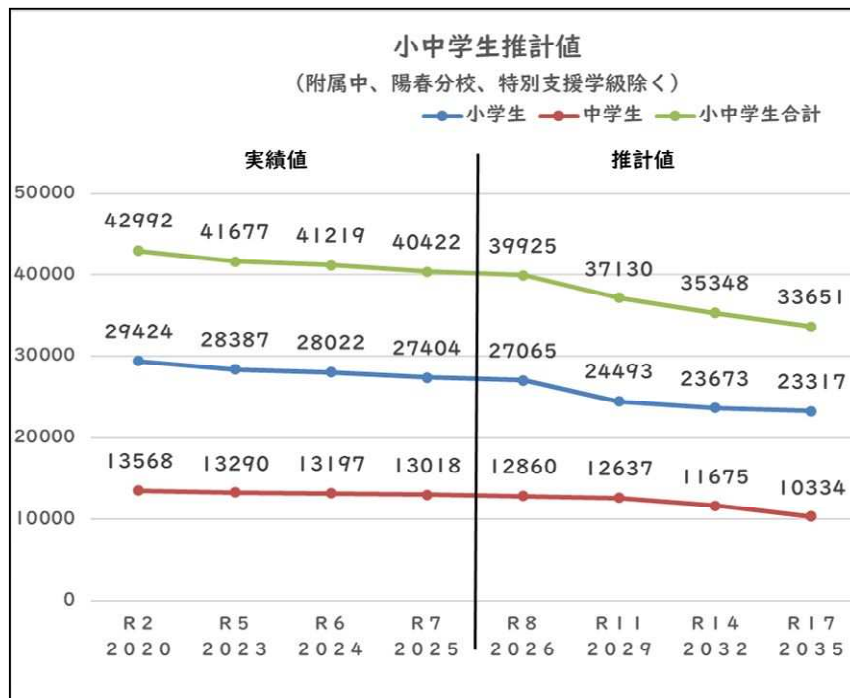
本市の小中学校に通う児童生徒の人数は、令和2年(2020年)度以降減少傾向にあり、毎年実施している5月1日現在の調査によると、令和2年から令和7年(2025年)の間に2570人(小学生2020人、中学生550人)減少しています。(表1)\*<sup>3</sup>\*<sup>4</sup>

この減少傾向は、地域によって変動の偏りは異なりますが、全市的に見ると、今後一層進んでいくものと見込んでおり、令和7年度以降、令和17年(2035年)までの間に約6700人(小学生約4000人、中学生約2700人)の児童生徒が減少すると予測しています。

また、本市の特徴として、小中学校に通う児童生徒の総数が減少傾向にある一方、外国籍児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒は増加している現状が挙げられます。外国籍児童生徒数については、学校や地域によって差があるものの、市内の外国人居住者の増加に併せ、今後も増加が見込まれる状況です。

特別支援学級に在籍する児童生徒についても、令和7年5月1日現在、1023人(小学生745人、中学生278人)の児童生徒が特別支援学級に在籍しており、令和3年度以降の5年間で331人増加している状況です。\*<sup>5</sup>

表1 児童生徒数の推移



なお、表1の児童生徒数については、川口市立高等学校附属中学校、芝西中学校陽春分校、市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒を除いた数値となっています。

\*<sup>3</sup> 実績値は各年5月1日現在の児童生徒数調査

推計値は令和5年度の住民基本台帳及び小中学校の在籍率から算出 (川口市教育委員会)

\*<sup>4</sup> 児童生徒数の推移は外国籍児童生徒も含めた数値

\*<sup>5</sup> 令和7年度川口市の特別支援教育 川口市の特別支援教育推進に関する計画 (川口市教育委員会)

## ② 学校規模の状況

小中学校の適正規模に関する国の基準については、学校教育法施行規則により12～18学級と示されており、本市においては、平成19年度に教育局内に設置した小中学校の適正配置等検討委員会で学校規模の分類を行い、国の基準を踏まえ、12～24学級を適正規模と定めています。(表2)

表2 川口市の小中学校規模の分類

区分	小学校	中学校
過小規模校	6学級以下	6学級以下
小規模校	7～11学級	7～11学級
適正規模校	12～24学級	12～24学級
大規模校	25～30学級	25～30学級
過大規模校	31学級以上	31学級以上

現在、本市小中学校の学校規模の推移については、令和元年度以降、児童生徒数の減少に伴い、徐々にではありますが小規模化の傾向が進んでいます。(表3)\*<sup>6</sup>

令和7年5月1日現在、市内小学校の学校規模は、全学年単学級の過小規模校が2校、小規模校が4校、適正規模校が38校、大規模校が8校という状況です。

同じく、中学校の学校規模については、過小規模校や大規模校に該当する学校はありませんが、小規模校が8校、適正規模校は18校という状況です。

学校の小規模化は、児童生徒数の推移同様に今後より顕著に表れるものと予測しています。

なお、適正規模・適正配置を検討する際の学校規模についても、入学者選考を実施する川口市立高等学校附属中学校及び学齢外の生徒が通う芝西中学校陽春分校、加えて、市内特別支援学級の学級数は含まれていません。

また、前述した外国籍児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加に伴い、各学校における日本語指導教室や特別支援学級の必要教室数は年々増加傾向にあります。

加えて、近年、不登校児童生徒の居場所となる校内教育支援センター（川口市では、通称ほっとルーム）の設置に向けた取り組みや、共働き世帯の増加等の影響により、保護者が昼間家庭にいない小学生に生活の場を提供する放課後児童クラブ\*<sup>7</sup>を利用する児童数も増加傾向にあることから、一部の学校においては、転用できる教室数が不足することが予想されます。

\*<sup>6</sup> 実績値は各年5月1日現在の学級数調査

推計値は令和5年度の住民基本台帳及び小中学校の在籍率から算出（川口市教育委員会）

なお、1学級あたりの在籍児童生徒数は、小中学校ともに35人として算出

\*<sup>7</sup> 児童福祉法 第6条の3第2項

表3 市立小中学校の学級数の推移

年度	小 学 校						中 学 校						
	6 学級 以下	7～ 11 学級	12～ 24 学級	25～ 30 学級	31 学級 以上	計	6 学級 以下	7～ 11 学級	12～ 24 学級	25～ 30 学級	31 学級 以上	計	
実績値	R1	1	5	38	8	0	52	0	8	18	0	0	26
	R2	0	7	37	7	1	52	0	7	19	0	0	26
	R3	0	8	36	8	0	52	0	6	20	0	0	26
	R4	1	7	37	7	0	52	0	6	20	0	0	26
	R5	1	6	38	7	0	52	0	7	19	0	0	26
	R6	2	4	38	8	0	52	0	8	18	0	0	26
	R7	2	4	38	8	0	52	0	8	18	0	0	26
推計値	R8	3	14	32	3	0	52	0	7	19	0	0	26
	R11	2	19	29	2	0	52	0	9	17	0	0	26
	R14	5	16	30	1	0	52	0	9	17	0	0	26
	R17	5	16	31	0	0	52	2	13	11	0	0	26

③ 学校施設の状況

本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代に集中的に整備され、現在、本市の公共施設全面積の約43%を占めています。

校舎の耐震化は平成28年に全て完了しているものの、多くの学校施設で老朽化が進んでいる状況となっています。(表4)

また、施設の改修や更新については、多額な費用が必要となることから、コストの縮減を図りながら必要な老朽化対策を行っていくことが求められます。<sup>\*8</sup>

<sup>\*8</sup> 川口市学校施設長寿命化計画 (令和5年3月改訂 川口市教育委員会)

表4 学校施設の状況(令和7年5月1日現在)

小学校

番号	施設名	建物用途	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数
1	本町小学校	校舎	5	11,092	H21	16
2	幸町小学校	校舎	7	13,630	H28	9
3	仲町小学校	校舎	3	2,732	S36	64
4	上青木小学校	校舎	4	2,693	S40	60
5	元郷小学校	校舎	4	3,230	S44	56
6	飯塚小学校	校舎	4	2,908	S49	51
7	芝小学校	校舎	3	2,281	S40	60
8	新郷小学校	校舎	3	1,166	S36	64
9	神根小学校	校舎	3	1,450	S41	59
10	青木北小学校	校舎	4	3,571	S43	57
11	領家小学校	校舎	4	2,667	S46	54
12	舟戸小学校	校舎	3	2,557	H13	24
13	十二月田小学校	校舎	2	901	S35	65
14	飯仲小学校	校舎	3	1,268	S32	68
15	並木小学校	校舎	3	1,396	S38	62
16	安行小学校	校舎	4	2,843	S44	56
17	原町小学校	校舎	3	1,796	S35	65
18	前川小学校	校舎	3	1,357	S40	60
19	戸塚小学校	校舎	4	2,646	S49	51
20	青木中央小学校	校舎	3	2,383	S46	54
21	元郷南小学校	校舎	5	11,198	H22	15
22	芝西小学校	校舎	3	1,594	S38	62
23	芝南小学校	校舎	4	2,775	S43	57
24	神根東小学校	校舎	4	2,401	S43	57
25	朝日東小学校	校舎	4	2,768	S44	56
26	芝富士小学校	校舎	4	2,853	S44	56
27	前川東小学校	校舎	4	4,553	S45	55
28	柳崎小学校	校舎	4	4,383	S45	55
29	芝樋ノ爪小学校	校舎	4	3,683	S45	55
30	新郷南小学校	校舎	4	2,974	S46	54
31	上青木南小学校	校舎	4	2,682	S47	53
32	根岸小学校	校舎	3	1,774	S42	58
33	芝中央小学校	校舎	4	3,645	S47	53
34	新郷東小学校	校舎	4	3,775	S48	52
35	朝日西小学校	校舎	4	2,641	S50	50
36	慈林小学校	校舎	4	3,917	S52	48
37	差間小学校	校舎	4	2,954	S52	48
38	東本郷小学校	校舎	4	2,918	S55	45
39	東領家小学校	校舎	4	2,989	S55	45
40	安行東小学校	校舎	4	3,357	S57	43
41	在家小学校	校舎	4	2,947	S56	44
42	戸塚東小学校	校舎	4	3,383	S57	43
43	戸塚北小学校	校舎	4	5,846	H元	36
44	木曾呂小学校	校舎	3	4,117	H7	30
45	戸塚綾瀬小学校	校舎	4	3,676	H8	29
46	戸塚南小学校	校舎	4	1,891	H16	21
47	鳩ヶ谷小学校	校舎	3	2,001	S33	67
48	中居小学校	校舎	3	4,080	S43	57
49	辻小学校	校舎	3	5,718	H3	34
50	里小学校	校舎	3	3,862	S43	57
51	桜町小学校	校舎	3	3,474	S45	55
52	南鳩ヶ谷小学校	校舎	4	4,633	S48	52

中学校

番号	施設名	建物用途	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数
1	東中学校	校舎	3	1,657	S39	61
2	西中学校	校舎	4	1,067	S52	48
3	南中学校	校舎	3	3,355	H13	24
4	北中学校	校舎	4	3,263	S47	52
5	青木中学校	校舎	2	907	S37	63
6	芝中学校	校舎	3	1,439	S39	61
7	元郷中学校	校舎	3	1,156	S35	65
8	上青木中学校	校舎	3	1,832	S37	63
9	幸並中学校	校舎	3	1,033	S37	63
10	十二月田中学校	校舎	3	1,370	S30	70
11	仲町中学校	校舎	3	2,027	S33	67
12	安行中学校	校舎	3	2,545	S49	51
13	芝東中学校	校舎	4	2,958	S41	59
14	芝西中学校	校舎	4	3,043	S46	54
15	岸川中学校	校舎	4	2,958	S49	51
16	榛松中学校	校舎	4	2,984	S53	47
17	小谷場中学校	校舎	4	2,796	S53	47
18	神根中学校	校舎	4	3,135	S54	46
19	領家中学校	校舎	4	3,073	S54	46
20	戸塚中学校	校舎	4	3,059	S55	45
21	在家中学校	校舎	4	3,642	S58	42
22	安行東中学校	校舎	4	3,041	S59	41
23	戸塚西中学校	校舎	3	9,034	H7	30
24	鳩ヶ谷中学校	校舎	3	2,046	S36	64
25	八幡木中学校	校舎	4	4,711	S47	53
26	里中学校	校舎	4	7,243	S53	47

※建築年度は、校舎棟の中で一番古い校舎の建築年度を記載しています。

## (2) 課題

### ① 人口推移

#### ・年少人口の減少

令和7年1月1日現在の住民基本台帳を基準に作成された本市の人口推計<sup>\*9</sup>によると、本市の総人口は、今後10年間は減少傾向にあるものの、令和17年(2035年)以降、若干増加に転じながら約60万人でほぼ横ばいで推移していくものと見込まれています。

一方、0歳から14歳までの年少人口については、ほぼ横ばいに推移する総人口と比較すると、より顕著な減少傾向が予測されており、今後、深刻さを増す少子高齢化は、本市にとっても課題の一つであると捉えています。(表5)

表5 本市における年少人口(15歳未満)の推計

年 齢	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
0歳～4歳	19,775	21,056	21,333	21,739	21,344	20,660
5歳～9歳	23,611	19,027	20,254	20,500	20,863	20,446
10歳～14歳	25,426	23,392	18,839	20,048	20,282	20,627
計	68,812	63,475	60,426	62,287	62,489	61,733
総人口	607,447	605,362	605,339	607,406	609,400	610,200

#### ・地域間における学校規模の偏り

今後の人口推移については、都市開発や外国人居住者のさらなる増加等の影響による人口増加地域と横ばいや減少傾向にある地域では、小中学校に通う児童生徒数にも大きな差が生じることが予想され、地域間の学校規模の偏りが課題として考えられます。

他にも、学校規模に関する課題として、学校の小規模化が進んでいくと、児童生徒相互の人間関係が固定化し、自立心や社会性を養うことが難しくなることが予想される一方、大規模校や児童生徒数の増加が見込まれる学校においては、教室数不足等の課題や教員の目が行き届かないといった学習面での課題が生じる可能性も考えられます。

### ② 教育環境及び学習環境の整備・充実

#### ・義務教育9年間の一貫性ある教育

本市では、小学校課程から中学校課程への円滑な移行に向けて小中連携教育を推進しており、各地区、各学校においては、研究委嘱校の指定や中学校区内の小中学校と中学校による合同研修会を開催する等、学校の課題やめざすべき児童生徒の姿を共有し、地域一体となった取り組みを展開しています。

一方で、市内には3つの中学校に分かれる小学校や4つの小学校から進学する中学校があり、小学校卒業後の進路に影響を及ぼしている状況が見受けられます。

加えて、義務教育9年間を見通した継続的な学力・学習意欲の向上や中1ギャップへの対応として、平成28年に改正された学校教育法により9年間の義務教

<sup>\*9</sup> 第6次川口市総合計画(案) (令和7年10月 川口市総合計画審議会)を元に算出

育を一貫して行う新たな学校形態(義務教育学校)や小学校と中学校がそれぞれ独立しながらも一貫した教育を施す学校形態(小中一貫型小学校・中学校)の設置が可能となり、児童生徒の学習環境を整備・充実するための手法の一つとして、本市でも設置に向けた検討が必要となっています。

#### ・ 公共施設(公民館やスポーツセンター等)の老朽化対策

学校施設と同様に、本市の公民館等の社会教育施設の多くは、昭和40年代から50年代の第2次高度経済成長期に建設・整備されているため、老朽化が進んでいる状況です。

スポーツ施設についても、建築年数の経過による老朽化対策が課題となっており、バリアフリー化を含め、施設の改修や設備機器の更新などを計画的に進めていくことが必要となっています。

こうした中、全国的にみると施設の機能性・合理性の向上を目的に、学校と教育施設等の公共施設を複合化する自治体も増えている状況です。

本市においても、平成29年に幸町小学校と幸栄公民館の一体的な整備により、施設を複合化しました。学校と地域を結ぶ架け橋として広く利用されており、今後は、公共施設の複合化を更に用いた学校の再編を検討する必要があります。

#### ・ 地域コミュニティの拠点としての学校の在り方

本市では、平成27年12月に文部科学省から地域とともにある学校づくりを推進していく方針<sup>\*10</sup>が示されたことに伴い、令和元年度に学校選択制から居住地により定められた学区の学校へ通学する基本学区制に戻したことや、令和3年度に川口市立高等学校附属中学校を除く、全小中学校で学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置したこと等により、地域と一体となって児童生徒を育む学校づくりに取り組んできました。

少子高齢化が一層進んでいく本市の将来を見据え、学校と地域との協働を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る、学校を核とした地域づくりの更なる推進が求められています。

#### ・ 利用教室の確保等

全市的な児童生徒数の減少に伴い、学校規模が縮小化の傾向となる一方で、外国籍児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加している現状から、各学校における日本語指導教室や特別支援学級の教室確保に加え、不登校児童生徒の居場所となる校内教育支援センター(川口市では、通称ほっとルーム)の充実といった学習環境の整備が求められています。

また、令和8年度から、中学校においても1クラスの上限人数を35人とする定数改善が示された<sup>\*11</sup>ことにより、数年程度の間、学級数の増加が見込まれる中学校もあります。今後の小中学校の適正規模・適正配置にあたっては、学校規模に応じた再編と同時に必要となる教室数の確保に向けた取り組みが課題となっています。

<sup>\*10</sup> 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (平成27年12月21日 中央教育審議会答申)

<sup>\*11</sup> 教師を取り巻く環境整備に関する合意 (令和6年12月24日 財務大臣・文部科学大臣)

## 4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方

### (1) 基準

#### ① 適正規模に関する基準

国では、適正規模の基準について、小学校においては全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)が望ましいとしており、中学校においても、小学校と同様、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要であるとともに、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、1学年3学級以上(9学級以上)を確保することが望ましいとされています。<sup>\*12</sup>

本市においても、学校の小規模化が学校へ及ぼす影響は、表6に示すとおりメリット、デメリットの両面があるものの、児童生徒間の集団生活による社会性等の育成に向けて、多くの教職員から多様な指導を受ける環境を確保できるよう、従前より、小学校においては1学年に2学級以上、中学校においては教科担任制の教科指導の充実等の観点から、1学年に3学級以上の確保が望ましいと基準を示してきました。

表6 学校の小規模化が学校へ及ぼす影響

	メリット	デメリット
児童生徒の面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒相互の人間関係が築きやすい。</li> <li>・学校全体での活動が行いやすく、異学年間の交流が生まれやすい。</li> <li>・行事や当番、授業において出番が多くなり、存在感が得られる機会が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係が固定的になり、交友関係が崩れた場合、改善が困難になる。</li> <li>・人間関係が序列化しやすく、6年間(3年間)続く恐れがある。</li> <li>・異学年間の交流も限られることから、友達づくりの機会が少ない。</li> <li>・男女の数が偏ることがある。</li> <li>・学級間で競い合いがないことから、切磋琢磨する機会が減る。</li> <li>・多様な考え方に触れる機会が少なくなることから、自立心や社会性が育ちにくい。</li> </ul>
教師の面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校児童生徒の顔と名前が覚えられ、目が届きやすい。</li> <li>・個々の児童生徒にきめ細やかな学習指導を行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年で担任が1人のために、相談相手がなく、教材研究や指導方法が独断になりやすい。</li> <li>・1人で何役もの校務分掌を受け持ち、担当業務の充実が図れず、また、出張や研修の調整が難しい。</li> </ul>

<sup>\*12</sup> 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～ (平成27年1月27日 文部科学省)

現在、小学校では、教師の専門性を高め、より質の高い学習環境の構築に向けて、高学年を中心に教科担任制を実施している学校も増えている状況であり、市内全ての小学校で教科担任制が実施されるためには、中学校と同規模程度の学級数を確保していくことが必要となります。

また、中学校では、現状で大規模校の基準に該当する学校はなく、今後も適正規模を維持する学校が多い推計とはなっているものの、令和8年度以降、国から小学校に準じて1クラスの在籍生徒数の上限を35人に段階的に引き下げることが示されたことから、数年程度の間、一時的に学級数が増加する学校も考えられます。

加えて、今後、市内全域を対象とした学校再編を進めるにあたり、学校数の適正化を図った際には、1校あたりの在籍児童生徒数や学級数が増える状況となります。

さらには、学校の立地状況や児童生徒の通学環境を考慮した場合、同校種(小一、小、中一中)の統廃合及び大規模校の解消等が困難となる地域も想定される状況です。

そのため、学校再編の考え方として、小中一貫教育制度の枠組みの一つである、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校の設置についても検討が必要となることも考えられるため、新たな基準については、義務教育学校の学校規模についても示していく必要があります。

なお、義務教育学校の適正規模に関する国の基準<sup>\*13</sup>については、18学級以上27学級以下と示されています。

これらの状況を総合的に勘案し、学校規模の基準及び学校規模の分類(表7)を以下のとおり設定します。

- ・小学校、中学校ともに「12～24学級」を適正規模とする(変更なし)
- ・義務教育学校は「18～36学級(1学年2～4学級)」を適正規模とする

表7 川口市の小中学校規模の分類(改定版)

区分	小学校 (6学年)	中学校 (3学年)	義務教育学校 (9学年)
過小規模校	6学級以下	6学級以下	9学級以下
小規模校	7～11学級	7～11学級	10～17学級
<b>適正規模校</b>	<b>12～24学級</b>	<b>12～24学級</b>	<b>18～36学級</b>
大規模校	25～30学級	25～30学級	37学級以上 <sup>*14</sup>
過大規模校	31学級以上	31学級以上	

\*13 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第四条

\*14 義務教育学校については、過大規模校の基準を設定せずに37学級を超える場合には大規模校とする

### 【大規模校への対応】

令和7年現在、小中学校ともに過大規模校に該当する学校はなく、大規模校に該当している学校についても今後の少子化の影響等により、将来的には適正規模に向かっていく予測です。

しかしながら、都市開発等によって人口が急増する地域や中学校の35人学級への移行により学級数が増加する学校も考えられることから、引き続き、人口の推移を注視し、必要に応じて学区の調整等を行うことにより適正規模の維持に努めていきます。

また、後述の適正配置に関する基準を踏まえ、学校規模の適正化を図る手法として、小中学校9年間を一貫して行う義務教育学校の設置についても検討していきます。

なお、将来的に児童生徒数は逡減していくことが見込まれていることから、基本的には、既存の施設を活用しながら、以下のとおり大規模校への対応を進めていきます。

**局地的な都市開発や急激な児童生徒数の増加等により、継続的に過大規模の状態が予測される場合、通学区域や就学指定校の変更等の検討を開始する**

### 【1校あたりの適正人数】

小学校の場合、1クラスの上限が35人であることから、適正規模（12～24学級）を維持するために最低限必要な児童数は1学年あたり36人であり、全学年複数学級を確保するために最低限必要となる児童数は216人となります。

中学校についても、1クラスの上限を35人と想定した場合、適正規模（12～24学級）を維持するために最低限必要な生徒数は1学年あたり106人であり、全学年4学級を確保するために最低限必要となる生徒数は318人となります。

また、今後、義務教育学校が設置された場合、適正規模である18～36学級を維持するために最低限必要な児童生徒数は1学年あたり36人であり、全学年(9学年)複数学級を確保するために最低限必要となる児童生徒数は324人となります。(表8)

表8 適正規模を確保するために1学年あたりに必要な学級数及び児童生徒数

	小学校 (6学年)		中学校 (3学年)		義務教育学校 (9学年)	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限
学級数 (全学年)	2学級 (12学級)	4学級 (24学級)	4学級 (12学級)	8学級 (24学級)	2学級 (18学級)	4学級 (36学級)
児童生徒数	36人	140人	106人	280人	36人	140人
全校 児童生徒数	216～840人		318～840人		324～1260人	

※すべての校種で1学級の在籍人数を35人で算出

## ② 適正配置に関する基準

### ・通学区域

小中学校間の接続を考慮し、児童生徒の交友関係や義務教育9年間の学びの継続性を最大限に活かして教育活動を展開していくことは、学力・学習意欲の向上や精神的・身体的な不安の解消につながります。

また、川口市立高等学校附属中学校を除く、本市の小中学校には学校運営協議会(コミュニティ・スクール)が設置されており、今後、一層深刻となる少子高齢化に対応するためには、学校と地域のより強い連携体制の構築が求められます。

そのため、可能な限り小学校段階の人間関係や学習環境を中学校でも保つとともに、地域の力を一つの学校に集約していくことが重要となります。

これらの状況を踏まえ、新たに通学区域の基準を以下のとおり設定します。

**通学区域は、中学校区を基本として1中学校あたり1～3校程度の小学校で構成し、同じ小学校の児童が、異なる中学校に分かれることなく同一の中学校区となるよう配慮する**

### 【通学区域の考え方】

本市は、住民基本台帳の居住地に基づいて就学指定校が定められている、いわゆる基本学区制となっています。また、通学区については、教育委員会が組織する通学区検討委員会において調整・変更が行われており、都市開発等によって通学区の再編成が生じた場合等、必要に応じて検討を行っています。

今後の適正規模・適正配置に向けた取り組みは、市内全域を対象とした学校再編計画を新たに策定し、当該計画に基づいて進めていくこととなります。

学校再編を進めるにあたり、通学区の見直しが必要となった場合には、通学区検討委員会において通学区の調整・変更を行います。

通学区の調整・変更にあたっては、地域の状況や児童生徒への影響を十分に考慮して、恒常的または一時的に、2つの学校から指定校を選択できる地域を定める等、弾力的な運用に努めます。

また、通学区の調整・変更は、学校再編計画に沿って順次進めていきますので、それまでの間は、現在の学区に基づく対応を継続します。

### ・通学距離

国では、公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。<sup>\*15</sup>

そのような中、市内の現状をみると、令和7年7月に市内保護者を対象に行った調査<sup>\*16</sup>では、通学している学校までの距離(通学路による実際の距離)について、

<sup>\*15</sup> 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第四条

<sup>\*16</sup> 小中学校適正規模適正配置に関するアンケート調査 (令和7年7月10日 川口市教育委員会)

小学生保護者の97%が1.5km以内、中学生保護者の93%が2.0km以内であるとの回答でした。

児童生徒の通学の利便性を考慮し、教育活動を効果的に展開するためには、学校規模との整合を保ちつつ、本市の児童生徒にとって適切な通学範囲を定める必要があります。

これらの状況を踏まえ、新たに通学距離の基準を以下のとおり設定します。

**通学距離は、小学校はおおむね1.5km以内、中学校はおおむね2.0km以内を基本範囲とする**

**※居住地によって道路状況等に違いがあることから、基準は自宅から学校までの直線距離とする(通学路による実際の距離とは異なる)**

#### ・通学時間

国では、公立小中学校の通学時間について、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である<sup>\*17</sup>と示されています。

本市の児童生徒の通学時間については、保護者を対象に行った調査によると、小学生99%、中学生96%の保護者が30分以内であると回答しています。

今後の学校再編が進んだ場合、学校の数が少なくなることが予想され、通学距離同様に通学時間が増えることも考えられます。児童生徒に過度な負担が生じないように、可能な限り現在の通学環境を維持した学校再編が必要となります。

これらの状況を踏まえ、新たに通学時間の基準を以下のとおり設定します。

**通学時間は、小学校・中学校ともにおおむね30分以内を基本範囲とする**

#### 【通学距離及び通学時間の考え方】

通学距離及び通学時間については、気象条件や交通環境、児童生徒の発達段階や身体的な個人差などに左右されることから、あくまでも児童生徒が登校可能な範囲の目安として設定するものです。

また、中学校においては、通学距離及び時間の基準を超える状況にある場合には、各学校において安全対策を十分に講じた上で、自転車通学の地域を定める等、生徒の負担軽減や利便性を考慮した通学方法について検討する必要があります。

<sup>\*17</sup> 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日 文部科学省）

## (2) 検討の進め方

### ① 統廃合等<sup>\*18</sup>に関する基準

本市は、現段階で児童生徒数の減少に伴い学校規模が過小規模校に該当し、統廃合等に向けた検討が必要な学校や地域が出ている状況です。

各学校において児童生徒が思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けるためには、一定の集団規模や学級数を確保することが必要であることから、過小規模校への対応は急務であると言えます。

統廃合等に関する検討については、児童生徒数の推移を見極め、学校再編の手法として適切な判断が求められます。

一方で、学校は児童生徒のための施設であるだけでなく、避難所や地域交流の場等、様々な機能をもち合わせており、地域コミュニティの拠点として重要な役割を有していることから、統廃合等については中長期的な視点に基づき、慎重かつ丁寧な検討が必要であることを考慮しなければなりません。

こうした状況を踏まえ、統廃合等を含めた学校の存置の検討を開始する基準を以下のとおり設定します。

- ・過小規模（小中学校：6学級以下、義務教育学校：9学級以下）の状態が2年継続し、翌年度以降も継続的に過小規模が予測される場合、統廃合等の検討を開始する

### ② 統廃合等の進め方

今後の統廃合等を含めた学校の適正規模・適正配置については、市内全域を対象に策定をめざす再編計画の他、地域ごとの再編を推進するための地域プランに基づいて計画的に取り組みます。

また、再編計画を策定する前に統廃合等の基準に達した学校や施設の老朽化によって改築等が必要となった学校については、教育委員会で方向性を定めた上で、対象児童生徒や保護者、地域住民に説明を行う等、関係者の意見を考慮しながら、個別に該当校の適正規模・適正配置について検討を開始します。

再編計画策定後の統廃合等の検討については、教育委員会に設置されている川口市立小中学校在り方検討委員会において執り進めるとともに、該当校関係者、保護者、地域の方々と（仮称）地域連絡協議会を設置し、合意形成を進めます。

今後の再編計画の策定にあたり、現段階における統廃合等を含めた学校再編の方向性を以下に示します。

- ・統廃合等を進める場合は、既存の校舎・通学区を最大限に活用する
- ・統廃合等の対象校のうち、立地等の状況で近隣校との統合が困難な場合、義務教育9年間を一貫した教育を行う義務教育学校の設置を検討する
- ・地域とより深い連携体制を築き、学校が地域コミュニティの拠点として在り続けるよう、公民館等の公共施設との複合化についても併せて検討する
- ・町会・自治会や主要道路・鉄道路線に配慮して、必要に応じて通学区の調整等を行う

<sup>\*18</sup> 統廃合等とは、学校の統合、廃止の他、義務教育学校への学校形態の変更や学校の分離等、学校再編の手法を示す総称とする

## 5 今後の学校の在り方に向けた検討

### (1) 地域との連携・市民への情報提供

適正規模・適正配置を含めた学校再編の取り組みにあたっては、学校、保護者、地域と情報を共有するとともに、関係者との（仮称）地域連絡協議会において意見交換を行った上で合意形成を進めます。

また、教育委員会での検討や連絡協議の内容等については、ホームページへの公開やリーフレットの作成等を通じて、積極的に市民へ情報提供を行っていきます。

### (2) 部局横断的な検討

適正規模・適正配置を含めた学校再編の取り組みに向けては、都市計画、施設マネジメント、財政等、様々な関係部局との連携が必要となります。

そのため、市長部局との調整、連携の強化を図り、部局横断的な検討を進めます。

### (3) 今後のスケジュール

基本方針に基づき、令和9年までに適正規模・適正配置の実現に向けて具体的な手法を示した再編計画の他、地域ごとの再編を推進するための地域プランを策定します。

また、計画策定後、地域協議の開催や通学区域の調整等を経て、令和12年から再編計画に基づいた取り組みを開始できるよう進めます。（表9）

なお、今後の学校再編の取り組みについては、本市の人口推計や社会情勢の変化を見据えた長期的な計画となることから、5年程度の期間で基本方針及び再編計画に加え、地域プランの見直しを行います。

表9 今後のスケジュール（予定）

川口市立小中学校適正規模・適正配置スケジュール（準備期間：5年、計画期間15年）

取組内容	準備期間					第Ⅰ期再編計画期間					第Ⅱ期再編計画期間					第Ⅲ期再編計画期間				
	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18	2037 R19	2038 R20	2039 R21	2040 R22	2041 R23	2042 R24	2043 R25	2044 R26
川口市立小中学校 在り方審議会	<p>★12月答申 令和7年1月～令和8年12月</p>																			
川口市立小中学校 在り方検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会事務局</li> <li>基本方針改定作業</li> <li>再編計画策定作業</li> <li>計画周知・広報</li> <li>通学区域の調整</li> <li>地域連絡協議会</li> </ul>																			
川口市立小中学校 適正規模・適正配置 基本方針（改定版）	<p>★3月改定</p> <p>基本方針に基づく取り組み ※国や県、市の施策の変更や児童生徒数の推計、学校再編の状況等に応じて見直し・改定の検討（5年単位）</p>																			
(仮称)川口市立 小中学校再編計画	<p>★9月策定 周知・調整期間</p>																			
※地域別再編推進プラン (△△地区)	<p>★9月策定 周知・調整期間</p>																			
(仮称) 地域連絡協議会 ※対象となる地域・ 学校単位で設置	<p>A地域 B地域 C地域</p> <p>D地域 E地域 F地域</p> <p>G地域 H地域 I地域</p> <p>地域プランに基づく取り組み 地域プランに基づく取り組み 地域プランに基づく取り組み</p>																			

【 参考資料 】

1 令和7年度 学校別児童生徒数及び学級数（令和7年5月1日現在）

(1) 小学校

No.	学校名 教委名	児童数(上段:通常学級・下段:特別支援学級)							学級数(上段:通常学級・下段:特別支援学級)						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	本町小	126 0	113 0	128 0	144 0	132 0	144 0	787 0	4	4	4	5	4	5	26 0
2	幸町小	131 6	123 9	116 6	126 4	123 7	123 5	742 37	4	4	4	4	4	4	24 6
3	仲町小	72 0	80 0	80 0	86 0	100 0	107 0	525 0	3	3	3	3	3	4	19 0
4	上青木小	91 3	94 3	110 8	129 5	110 1	115 8	649 28	3	3	4	4	4	4	22 5
5	元郷小	56 5	61 1	82 2	71 4	75 4	67 4	412 20	2	2	3	3	3	2	15 3
6	飯塚小	104 0	99 0	101 0	105 0	128 0	95 0	632 0	3	3	3	3	4	3	19 0
7	芝小	48 1	77 4	55 3	76 4	69 2	77 2	402 16	2	3	2	3	2	3	15 3
8	新郷小	112 5	122 3	110 0	114 2	117 2	119 1	694 13	4	4	4	4	4	4	24 2
9	神根小	37 3	38 2	37 4	43 5	49 3	48 3	252 20	2	2	2	2	2	2	12 3
10	青木北小	94 3	86 7	115 7	115 10	107 5	121 3	638 35	3	3	4	4	4	4	22 5
11	領家小	31 4	33 1	47 0	27 4	42 0	38 0	218 9	1	1	2	1	2	2	9 2
12	舟戸小	93 0	92 0	85 0	117 0	108 0	126 0	621 0	3	3	3	4	4	4	21 0
13	十二月田小	113 0	124 0	129 0	149 0	172 0	166 0	853 0	4	4	4	5	5	5	27 0
14	飯仲小	65 2	74 4	76 5	92 1	75 5	88 2	470 19	2	3	3	3	3	3	17 3
15	並木小	103 1	95 3	82 6	87 3	101 0	102 1	570 14	3	3	3	3	3	3	18 2
16	安行小	142 3	145 2	131 0	151 8	142 4	137 6	848 23	5	5	4	5	5	4	28 4
17	原町小	54 6	56 5	66 6	57 4	74 2	84 3	391 26	2	2	2	2	3	3	14 4
18	前川小	73 6	86 4	101 3	96 5	91 5	94 2	541 25	3	3	3	3	3	3	18 4
19	戸塚小	116 4	100 6	119 5	95 5	122 3	100 6	652 29	4	3	4	3	4	3	21 5
20	青木中央小	123 0	149 0	164 0	163 0	176 0	160 0	935 0	4	5	5	5	6	5	30 0
21	元郷南小	98 1	94 1	125 2	117 1	125 1	124 0	683 6	3	3	4	4	4	4	22 2
22	芝西小	92 0	99 0	121 0	127 0	101 0	112 0	652 0	3	3	4	4	3	4	21 0
23	芝南小	85 2	89 2	83 0	79 2	92 4	92 3	520 13	3	3	3	3	3	3	18 2
24	神根東小	28 1	31 0	31 3	26 1	26 3	28 4	170 12	1	1	1	1	1	1	6 2
25	朝日東小	45 3	65 3	54 4	55 1	52 3	55 4	326 18	2	2	2	2	2	2	12 3
26	芝富士小	40 0	45 1	60 2	38 0	52 3	48 0	283 6	2	2	2	2	2	2	12 2

No.	学校名 教委名	児童数(上段:通常学級・下段:特別支援学級)							学級数(上段:通常学級・下段:特別支援学級)						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
27	前川東小	80 3	63 2	75 2	65 3	73 3	92 0	448 13	3	2	3	2	3	3	16 2
28	柳崎小	85 3	74 6	81 3	79 1	77 3	73 1	469 17	3	3	3	3	3	3	18 3
29	芝樋ノ爪小	34 4	42 6	40 2	42 8	42 4	37 4	237 28	1	2	2	2	2	2	11 5
30	新郷南小	63 2	73 3	75 3	78 2	77 2	82 3	448 15	2	3	3	3	3	3	17 2
31	上青木南小	45 0	49 0	58 0	73 0	69 0	62 0	356 0	2	2	2	3	2	2	13 0
32	根岸小	48 3	53 2	60 2	65 2	67 4	68 1	361 14	2	2	2	2	2	2	12 3
33	芝中央小	81 0	95 0	81 0	88 0	84 0	87 0	516 0	3	3	3	3	3	3	18 0
34	新郷東小	45 4	55 0	57 2	65 3	77 2	76 3	375 14	2	2	2	2	3	3	14 3
35	朝日西小	32 2	25 4	30 3	29 5	28 7	27 0	171 21	1	1	1	1	1	1	6 4
36	慈林小	102 2	113 2	94 4	114 4	95 0	104 2	622 14	3	4	3	4	3	3	20 3
37	差間小	81 2	83 5	97 5	90 3	100 2	81 4	532 21	3	3	3	3	3	3	18 4
38	東本郷小	51 3	51 3	46 2	47 1	35 5	35 4	265 18	2	2	2	2	1	1	10 3
39	東領家小	33 0	48 0	25 0	37 0	40 0	35 0	218 0	1	2	1	2	2	1	9 0
40	安行東小	145 9	137 4	176 4	144 2	148 1	157 1	907 21	5	4	6	5	5	5	30 3
41	在家小	50 0	61 0	65 0	60 0	46 0	57 0	339 0	2	2	2	2	2	2	12 0
42	戸塚東小	80 0	92 2	78 3	84 5	86 3	81 7	501 20	3	3	3	3	3	3	18 3
43	戸塚北小	124 3	112 5	105 2	116 3	120 1	126 1	703 15	4	4	3	4	4	4	23 3
44	木曾呂小	150 3	142 0	151 8	146 2	158 4	152 7	899 24	5	5	5	5	5	5	30 4
45	戸塚綾瀬小	67 5	72 2	52 5	77 7	87 1	71 3	426 23	2	3	2	3	3	3	16 4
46	戸塚南小	116 0	163 0	165 0	156 0	172 0	172 0	944 0	4	5	5	5	5	5	29 0
47	鳩ヶ谷小	123 0	104 0	135 0	122 0	116 0	125 0	725 0	4	3	4	4	4	4	23 0
48	中居小	121 5	120 4	130 7	124 12	120 2	142 5	757 35	4	4	4	4	4	5	25 6
49	辻小	68 1	69 1	57 3	72 0	77 1	72 0	415 6	2	2	2	3	3	3	15 2
50	里小	93 3	81 4	107 3	98 4	120 3	120 4	619 21	3	3	4	3	4	4	21 4
51	桜町小	53 7	52 3	47 8	55 6	47 2	55 3	309 29	2	2	2	2	2	2	12 4
52	南鳩ヶ谷小	56 2	58 1	70 0	65 3	57 0	70 1	376 7	2	2	2	2	2	2	12 2
	川口市 計	4198 125	4357 120	4565 137	4676 145	4779 107	4829 111	27404 745	145	150	156	162	164	163	940 129

## (2) 中学校 ※川口市立高等学校附属中学校、芝西中学校陽春分校を含む

No.	学校名	生徒数(上段:通常学級・下段:特別支援学級)				学級数(上段:通常学級・下段:特別支援学級)			
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
1	東中	212 4	233 3	189 6	634 13	6	6	5	17 2
2	西中	219 0	205 0	198 0	622 0	6	6	5	17 0
3	南中	171 0	201 0	182 0	554 0	5	5	5	15 0
4	北中	185 0	191 0	204 0	580 0	5	5	6	16 0
5	青木中	285 3	250 5	261 5	796 13	8	7	7	22 2
6	芝中	110 9	135 3	125 10	370 22	3	4	4	11 4
7	元郷中	101 8	105 0	125 13	331 21	3	3	4	10 4
8	上青木中	167 6	213 10	188 9	568 25	5	6	5	16 4
9	幸並中	185 5	151 0	170 0	506 5	5	4	5	14 2
10	十二月田中	201 0	223 0	221 0	645 0	6	6	6	18 0
11	仲町中	72 3	78 5	95 2	245 10	2	2	3	7 2
12	安行中	256 10	232 6	231 10	719 26	7	6	6	19 5
13	芝東中	127 0	129 0	120 0	376 0	4	4	3	11 0
14	芝西中	117 0	96 0	128 0	341 0	3	3	4	10 0
15	陽春分校	36 0	20 0	31 0	87 0	1	1	1	3 0
16	岸川中	140 2	142 5	133 4	415 11	4	4	4	12 2
17	榛松中	90 5	103 5	102 4	295 14	3	3	3	9 2
18	小谷場中	95 0	95 0	116 0	306 0	3	3	3	9 0
19	神根中	170 0	149 0	167 0	486 0	5	4	5	14 0
20	領家中	149 1	135 3	163 1	447 5	4	4	5	13 2
21	戸塚中	263 7	251 8	256 6	770 21	7	7	7	21 4
22	在家中	110 7	125 7	111 9	346 23	3	4	3	10 4
23	安行東中	150 3	142 5	144 2	436 10	4	4	4	12 2
24	戸塚西中	254 7	271 11	309 4	834 22	7	7	8	22 4
25	市立高校附属中	80 0	79 0	80 0	239 0	3	3	2	8 0
26	鳩ヶ谷中	146 6	165 3	139 4	450 13	4	5	4	13 2
27	八幡木中	146 4	153 2	172 8	471 14	4	4	5	13 2
28	里中	146 3	165 5	164 2	475 10	4	5	5	14 2
	川口市 計	4383 93	4437 86	4524 99	13344 278	124	125	127	376 51

2 学校別児童生徒数の推移（令和元～7年度） ※毎年度5月1日現在

(1) 小学校

上段:通常学級児童数 下段:特別支援学級児童数

No.	学校名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	本町小	867	861	822	824	825	786	787
		0	0	0	0	0	0	0
2	幸町小	666	710	706	727	714	729	742
		16	20	25	27	26	37	37
3	仲町小	496	518	517	506	492	523	525
		0	0	0	0	0	0	0
4	上青木小	678	682	671	696	696	669	649
		21	22	20	28	35	28	28
5	元郷小	551	514	491	468	450	429	412
		40	40	37	35	22	21	20
6	飯塚小	659	636	657	656	652	649	632
		0	0	0	0	0	0	0
7	芝小	343	331	364	387	375	394	402
		16	18	15	13	16	17	16
8	新郷小	818	791	788	749	729	705	694
		0	0	0	6	6	8	13
9	神根小	292	303	303	297	268	248	252
		25	21	23	22	24	20	20
10	青木北小	587	590	594	623	646	659	638
		25	28	29	33	27	32	35
11	領家小	265	246	240	221	231	221	218
		0	0	0	2	4	4	9
12	舟戸小	579	623	646	651	657	646	621
		0	0	0	0	0	0	0
13	十二月田小	958	944	964	935	908	887	853
		0	0	0	0	0	0	0
14	飯仲小	510	523	503	502	485	479	470
		20	14	19	14	14	16	19
15	並木小	587	611	604	598	572	562	570
		0	0	0	0	2	8	14
16	安行小	894	899	889	887	882	872	848
		24	28	27	26	28	26	23
17	原町小	368	392	414	422	420	417	391
		5	8	8	9	13	16	26
18	前川小	649	645	630	618	593	562	541
		19	20	20	17	19	17	25
19	戸塚小	728	711	694	659	673	666	652
		9	9	14	16	22	28	29
20	青木中央小	948	951	975	980	980	967	935
		0	0	0	0	0	0	0
21	元郷南小	857	836	791	781	761	732	683
		0	0	0	0	5	5	6
22	芝西小	695	690	671	696	669	666	652
		0	0	0	0	0	0	0
23	芝南小	547	561	538	525	517	514	520
		0	0	3	6	10	12	13
24	神根東小	233	221	212	193	188	174	170
		0	0	4	6	6	9	12
25	朝日東小	300	305	331	332	322	341	326
		10	12	12	13	15	17	18
26	芝富士小	256	271	295	269	272	283	283
		0	0	0	6	7	6	6

上段:通常学級児童数 下段:特別支援学級児童数

No.	学校名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
27	前川東小	518	529	517	488	471	446	448
		0	0	0	0	0	8	13
28	柳崎小	532	522	508	504	496	471	469
		0	0	5	9	10	16	17
29	芝樋ノ爪小	181	197	207	217	233	248	237
		30	28	26	27	27	27	28
30	新郷南小	486	498	485	485	502	483	448
		15	16	19	12	7	12	15
31	上青木南小	401	393	381	380	378	375	356
		0	0	0	0	0	0	0
32	根岸小	488	445	412	398	395	382	361
		0	0	3	8	10	12	14
33	芝中央小	442	448	461	479	491	520	516
		0	0	0	0	0	0	0
34	新郷東小	497	485	475	435	398	385	375
		0	0	6	13	17	11	14
35	朝日西小	199	183	188	186	185	165	171
		0	2	6	10	12	18	21
36	慈林小	632	637	615	628	628	641	622
		0	0	0	3	10	15	14
37	差間小	642	616	612	596	588	581	532
		23	23	24	19	15	18	21
38	東本郷小	239	237	242	238	246	259	265
		21	26	21	18	19	17	18
39	東領家小	205	208	214	215	206	219	218
		0	0	0	0	0	0	0
40	安行東小	916	918	935	929	943	926	907
		0	0	9	16	18	13	21
41	在家小	431	404	373	346	342	350	339
		0	0	0	0	0	0	0
42	戸塚東小	611	611	600	560	543	537	501
		40	38	23	24	18	21	20
43	戸塚北小	746	753	754	726	707	702	703
		0	0	8	10	10	10	15
44	木曾呂小	914	899	888	872	873	884	899
		0	0	11	13	21	25	24
45	戸塚綾瀬小	478	465	467	479	452	449	426
		2	10	7	7	9	14	23
46	戸塚南小	1000	1041	1021	1022	1008	985	944
		0	0	0	0	0	0	0
47	鳩ヶ谷小	788	776	772	732	748	718	725
		0	0	0	0	0	0	0
48	中居小	766	777	775	775	762	765	757
		13	16	17	30	32	31	35
49	辻小	517	510	492	458	435	414	415
		0	0	0	0	0	0	6
50	里小	713	699	694	675	655	634	619
		11	16	14	16	16	18	21
51	桜町小	341	343	335	334	319	310	309
		19	18	19	16	19	23	29
52	南鳩ヶ谷小	448	465	423	412	406	393	376
		0	0	0	0	0	2	7
	川口市 計	29462	29424	29156	28771	28387	28022	27404
		404	433	474	530	571	638	745

## (2) 中学校 ※川口市立高等学校附属中学校、芝西中学校陽春分校を除く

上段:通常学級生徒数 下段:特別支援学級生徒数

No.	学校名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	東中	553	612	651	645	628	643	634
		14	18	22	21	17	13	13
2	西中	564	583	587	572	575	596	622
		0	0	0	0	0	0	0
3	南中	694	660	630	614	592	583	554
		0	0	0	0	0	0	0
4	北中	645	638	662	652	639	616	580
		0	0	0	0	0	0	0
5	青木中	729	729	750	714	739	740	796
		7	15	19	22	19	18	13
6	芝中	356	378	406	412	383	374	370
		4	9	13	23	25	22	22
7	元郷中	380	381	384	376	378	364	331
		20	20	15	21	29	20	21
8	上青木中	587	601	597	606	582	590	568
		14	12	12	7	14	21	25
9	幸並中	597	562	520	504	510	480	506
		0	0	0	0	0	0	5
10	十二月田中	704	698	679	659	651	663	645
		0	0	0	0	0	0	0
11	仲町中	264	242	250	265	277	270	245
		10	9	9	7	8	13	10
12	安行中	710	705	712	690	704	694	719
		23	28	31	33	31	31	26
13	芝東中	494	449	420	399	378	385	376
		0	0	0	0	0	0	0
14	芝西中	415	365	315	287	304	299	341
		0	0	0	0	0	0	0
15	岸川中	369	377	380	392	403	399	415
		22	23	20	17	16	17	11
16	榛松中	328	329	327	320	322	325	295
		0	0	0	7	10	17	14
17	小谷場中	248	269	261	272	297	304	306
		0	0	0	0	0	0	0
18	神根中	524	550	556	532	507	480	486
		0	0	0	0	0	0	0
19	領家中	448	471	475	454	455	430	447
		0	3	6	7	9	8	5
20	戸塚中	786	742	708	714	753	753	770
		17	14	21	20	21	17	21
21	在家中	395	427	439	429	394	383	346
		23	23	19	19	13	20	23
22	安行東中	378	384	402	405	404	431	436
		0	0	0	4	7	11	10
23	戸塚西中	866	844	822	830	865	876	834
		19	12	10	12	18	21	22
24	鳩ヶ谷中	478	476	475	500	475	494	450
		21	19	21	30	24	20	13
25	八幡木中	541	506	514	501	500	487	471
		0	0	0	0	8	11	14
26	里中	568	590	616	608	575	538	475
		0	0	0	0	3	6	10
	川口市 計	13621	13568	13538	13352	13290	13197	13018
		194	205	218	250	272	286	278

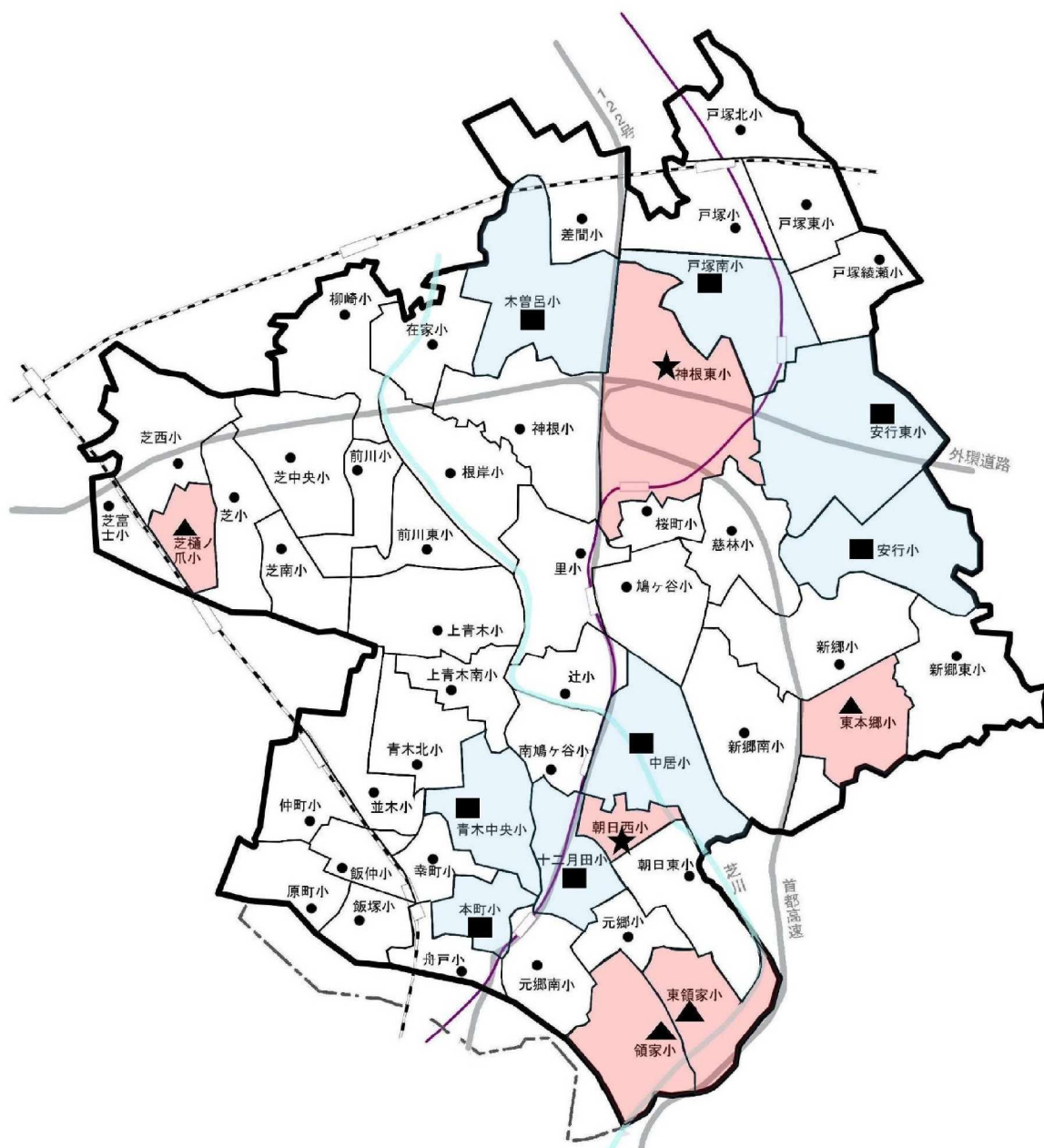
### 3 令和7年度 市立小中学校の学校規模（令和7年5月1日現在）

※川口市立高等学校附属中学校、芝西中学校陽春分校、特別支援学級を除く

#### (1) 小学校

令和7年度 市内小学校の学校規模（52校）

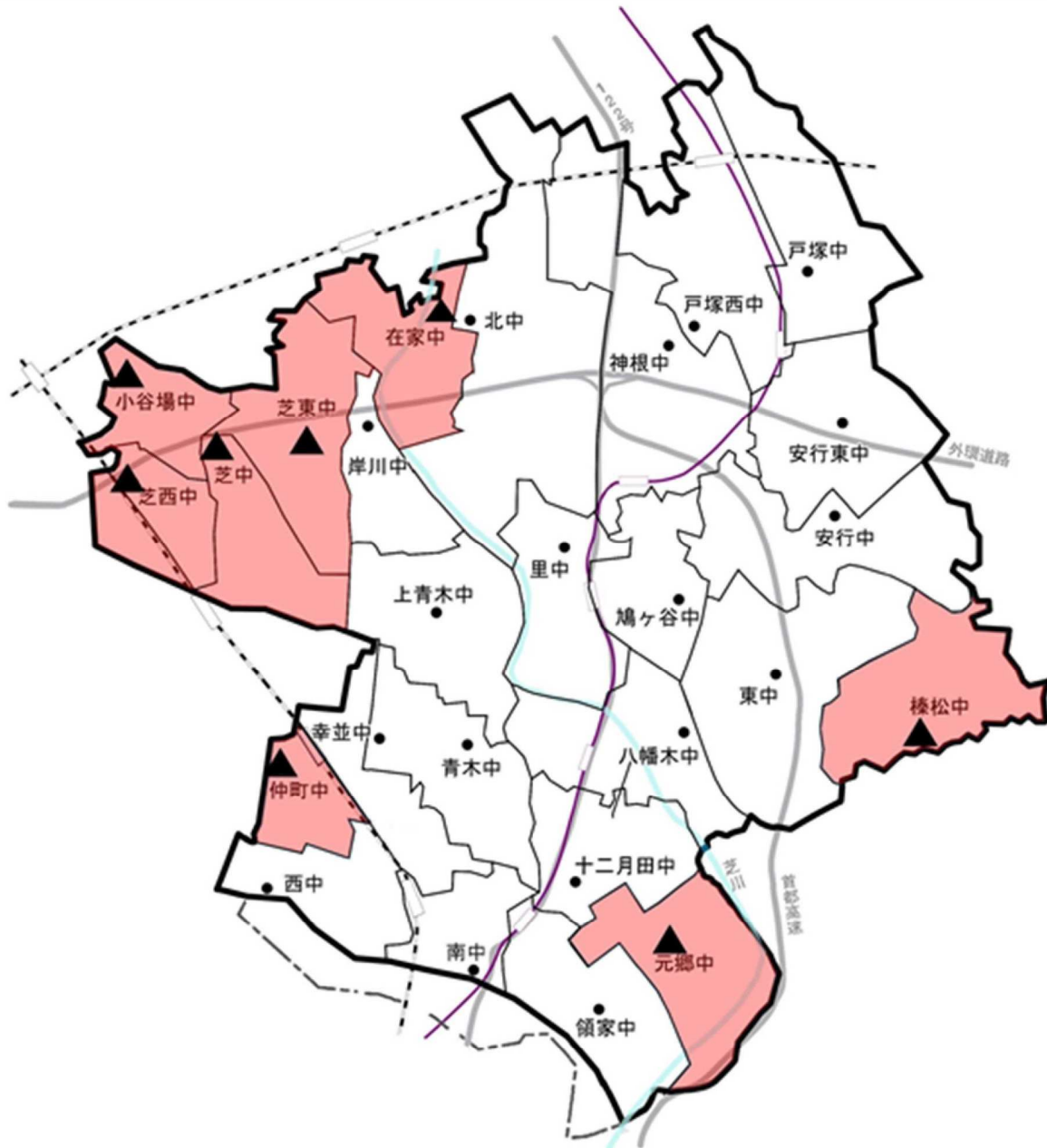
区分	学級数	校数	学校名
過大規模校	31学級以上	0校	
■大規模校	25～30学級	8校	本町小、十二月田小、安行小、青木中央小、安行東小、木曾呂小、戸塚南小、中居小
●適正規模校	12～24学級	38校	
▲小規模校	7～11学級	4校	領家小、芝樋ノ爪小、東本郷小、東領家小
★過小規模校	6学級以下	2校	神根東小、朝日西小



(2) 中学校

令和7年度 市内中学校の学校規模（26校）※附属中・陽春分校除く

区分	学級数	校数	学校名
過大規模校	31学級以上	0校	
大規模校	25～30学級	0校	
●適正規模校	12～24学級	18校	
▲小規模校	7～11学級	8校	芝中、元郷中、仲町中、芝東中、芝西中、榛松中、小谷場中、在家中
過小規模校	6学級以下	0校	



#### 4 令和7年度 通学区域の状況

##### (1) 小学校

1つの小学校から、最大で3つの中学校へ分かれている状況

	小学校	校区中学校
中央地区	本町小	南中
	舟戸小	南中
	幸町小	幸並中
	並木小	幸並中
横曽根地区	飯塚小	西中
	原町小	西中
	飯仲小	西中 仲町中
	仲町小	仲町中
青木地区	青木北小	青木中
	青木中央小	青木中
	上青木小	上青木中
	上青木南小	上青木中
神根地区	神根東小	神根中
	差間小	神根中
	木曾呂小	神根中 北中
	根岸小	北中 在家中
	神根小	北中 在家中
	在家小	北中 在家中 芝東中

	小学校	校区中学校
南平地区	十二月田小	十二月田中
	朝日西小	十二月田中
	朝日東小	十二月田中 元郷中
	元郷小	元郷中
	東領家小	元郷中
	領家小	元郷中 領家中
	元郷南小	領家中
	芝地区	芝小
芝南小	芝中	
芝樋ノ爪小	芝西中	
芝富士小	芝西中	
芝西小	芝西中 小谷場中	
芝前川地区	芝中央小	芝東中
	前川小	芝東中 岸川中
	柳崎小	芝東中 岸川中 在家中
	前川東小	岸川中 上青木中

	小学校	校区中学校
新郷地区	新郷小	東中
	新郷南小	東中
	東本郷小	東中 榛松中
	新郷東小	榛松中
鳩ヶ谷地区	鳩ヶ谷小	鳩ヶ谷中
	桜町小	鳩ヶ谷中
	中居小	八幡木中
	南鳩ヶ谷小	八幡木中
	辻小	里中
里小	里中	
安行地区	安行小	安行中 安行東中
	慈林小	安行中 安行東中
	安行東小	安行東中
戸塚地区	戸塚綾瀬小	戸塚中
	戸塚東小	戸塚中
	戸塚南小	戸塚中 戸塚西中
	戸塚北小	戸塚中 戸塚西中
	戸塚小	戸塚西中

##### (2) 中学校

1つの中学校に、最大で4つの小学校から入学している状況

	中学校	校区内小学校
中央地区	南中	本町小 舟戸小
	幸並中	幸町小 並木小
横曽根地区	西中	飯塚小 原町小 飯仲小①
	仲町中	仲町小 飯仲小②
青木地区	青木中	青木北小 青木中央小
	上青木中	上青木小 上青木南小 前川東小②
神根地区	神根中	神根東小 差間小 木曾呂小①
	北中	神根小① 根岸小① 在家小① 木曾呂小②
	在家中	神根小② 根岸小② 在家小② 柳崎小③
南平地区	十二月田中	十二月田小 朝日西小 朝日東小①
	元郷中	元郷小 東領家小 領家小① 朝日東小②
	領家中	元郷南小 領家小②

	中学校	校区内小学校
芝地区	芝中	芝小 芝南小
	芝西中	芝富士小 芝樋ノ爪小 芝西小①
	小谷場中	芝西小②
芝前川地区	岸川中	前川小① 柳崎小① 前川東小①
	芝東中	芝中央小 前川小② 柳崎小② 在家小③
新郷地区	東中	新郷小 新郷南小 東本郷小①
	榛松中	新郷東小 東本郷小②
鳩ヶ谷地区	鳩ヶ谷中	鳩ヶ谷小 桜町小
	八幡木中	中居小 南鳩ヶ谷小
	里中	辻小 里小
安行地区	安行中	安行小① 慈林小①
	安行東中	安行東小 安行小② 慈林小②
戸塚地区	戸塚中	戸塚綾瀬小 戸塚東小 戸塚南小① 戸塚北小①
	戸塚西中	戸塚小 戸塚南小② 戸塚北小②

## 5 小中学校適正規模・適正配置に関するアンケート 結果

目的 通学時間等の現状を把握し、今後の学校の在り方を検討するための参考とするもの

調査期間 令和7年7月14日（月）～令和7年8月29日（金）

対象 市立小中学校に在籍する児童生徒保護者（芝西中学校陽春分校を除く）

小学校児童数 28149人

中学校生徒数 13535人

合計 41684人 ※令和7年5月1日調査の人数

回答方法 PC、スマートフォンから入力

回答 小学校保護者 7370件（回答率：26.2%）

中学校保護者 2740件（回答率：20.2%）

合計 10110件（回答率：24.3%）

内容（抜粋） ※特別支援学級及び川口市立高等学校附属中学校に在籍する児童生徒の保護者については、お子さんの通う学校の地区のみ調査しています。

### ・ お子さんが通う学校の地区について

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
中央地区	539	7.3%	137	5.0%
横曽根地区	533	7.2%	246	9.0%
青木地区	936	12.7%	249	9.1%
神根地区	600	8.1%	327	11.9%
南平地区	735	10.0%	470	17.2%
芝地区	383	5.2%	204	7.4%
芝前川地区	490	6.6%	15	0.5%
新郷地区	386	5.2%	136	5.0%
鳩ヶ谷地区	1015	13.8%	312	11.4%
安行地区	637	8.6%	236	8.6%
戸塚地区	1116	15.1%	408	14.9%

### ・ お子さんが所属する学年の学級数について

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
少ない	921	12.8%	210	8.1%
ちょうど良い	5396	74.9%	1833	71.0%
多い	890	12.3%	539	20.9%
特別支援学級・附属中	163	—	158	—

### ・ お子さんの学校の規模について

	小学校		中学校	
	人数	割合	人数	割合
小さい規模が良い	1221	16.9%	546	21.1%
ちょうど良い	5466	75.8%	1903	73.7%
大きい規模が良い	520	7.2%	133	5.2%
特別支援学級・附属中	163	—	158	—

・お子さんの通学方法について

	小学校		中学校		
徒歩(通学班)	6868	95.3%	徒歩	2325 90.0%	
徒歩(個人)	323	4.5%	自転車	246 9.5%	
公共交通機関	0	0.0%	公共交通機関	8 0.3%	
その他	16	0.2%	その他	3 0.1%	
その他の内容 送迎(行き帰りのどちらかも含む)			その他の内容 送迎(行き帰りのどちらかも含む)		
特別支援学級	163	—	特別支援学級・附属中	158	—

・お子さんの通学時間(片道)について(通学班は集合場所からの時間)

	小学校		中学校	
およそ15分以内	5682	78.8%	1586	61.4%
およそ30分以内	1470	20.4%	896	34.7%
およそ45分以内	55	0.8%	93	3.6%
45分を超える	0	0.0%	7	0.3%
特別支援学級・附属中	163	—	158	—

・お子さんの通学距離(片道)について(通学路を使用した場合の距離)

	小学校		中学校	
およそ500m以内	3165	43.9%	551	21.3%
およそ1km以内	2797	38.8%	889	34.4%
およそ1.5km以内	983	13.6%	586	22.7%
およそ2km以内	245	3.4%	378	14.6%
2kmを超える	17	0.2%	178	6.9%
特別支援学級・附属中	163	—	158	—

・お子さんの通学時間・通学距離について

	小学校		中学校	
近い	2531	35.1%	595	23.0%
どちらかといえば近い	1105	15.3%	311	12.0%
ちょうど良い	1715	23.8%	691	26.8%
どちらかといえば遠い	1395	19.4%	670	25.9%
遠い	461	6.4%	315	12.2%
特別支援学級・附属中	163	—	158	—



川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）

発 行：令和8年3月 川口市教育委員会

担 当：川口市教育委員会 教育政策室

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

電 話：048-252-0265（直通）

F A X：048-259-4973